

令和4(2022)年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広島県わたらしい生き方応援課

目 次

第 1 部 「わたらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系ごとのデータから見た 広島県の男女共同参画の推進状況

「わたらしい生き方応援プランひろしま」目指す姿と施策の体系	1
1 「わたらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系ごとのデータから見た 県の男女共同参画の推進状況	2
・領域Ⅰ 仕事と暮らしの充実	2
・領域Ⅱ 男女双方の意識改革	17
・領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	21
・領域Ⅳ 推進体制の整備等	27
2 県の男女共同参画に関する指標	31

第 2 部 令和 3 (2021) 年度に県が実施した男女共同参画施策の実施状況と令和 4 (2022) 年 度施策の内容

令和 3 年度男女共同参画関係施策の実施状況と令和 4 年度施策の内容

(「わたらしい生き方応援プランひろしま」の進行管理表)	33
-----------------------------	----

第 1 部

「わたしらしい生き方応援プランひろしま」 の施策体系ごとのデータから見た 広島県の男女共同参画の推進状況

(注) コメント欄の の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したのものには 🔄 印を、新たに掲載したものには ★ 印を付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。

「わたらしい生き方応援プランひろしま」 目指す姿と施策の体系

「わたらしい生き方応援プランひろしま」(計画期間：令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)において、令和7年度の目指す姿を次のとおり定めています。

この目指す姿から、「基本となる施策の方向」を定め、これに基づいて各取組を進めることとしています。

領 域	目指す姿	基本となる施策の方向
Ⅰ 仕事と暮らしの充実	○ 様々な職場において、性別に関わらず誰もが、ライフイベントと両立しながら安心して働き続けることができ、また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展等による在宅ワークなど、ライフスタイルに応じて柔軟に働くことができる環境が広がるとともに、多様な人材誰もがその能力を発揮できる機会が提供されることにより、女性が仕事に対する意欲を持つことができ、その力を発揮できる環境が整っています。	1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり 2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり
	○ 多様な暮らし方が可能となる中で、性別に関わらず誰もが、それぞれのライフステージの各段階で、希望に応じ、仕事と両立させながら、子育て等の家庭生活や地域コミュニティ活動・学び等の個人生活を充実させる人が増えています。	3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現
Ⅱ 男女双方の意識改革	○ 県民の興味関心を惹くようなポジティブな意識啓発や、対象に響くテーマ・手法等による意識啓発を行うことにより、性差に関する固定的な意識をもつ人が減少し、自らのライフプランを組み立てるにあたり、性別に関わらず多様な選択をする意識が醸成されてきています。	1 性差に係る固定的な意識の解消
	○ 教育において、社会人や職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力の育成が図られることで、主体的に進路や職業、ライフスタイルを選択する意識が醸成されてきています。	2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成
Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	○ 性被害や様々なハラスメントに対する取組については、被害の予防や防止の取組がすすみ、相談窓口の認知度向上や被害者がプライバシーを守られながら安心して相談でき、支援を受けることができる体制整備に取り組むことにより、被害を抱え込むことなく、被害の回復・軽減が図られる環境が整いつつあります。	1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援
	○ 性の多様性についての正確な情報の提供等により、性的指向や性自認に関する県民の理解が深まり、自分らしく個性や能力を発揮でき、安心して暮らせる環境が整いつつあります。	2 性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり
Ⅳ 推進体制の整備等	○ 性別に関わりなく誰もが活躍できるように、市町間の情報共有や先進事例等の共有が図られることなどにより、効果的な取組が行われています。また、NPO・企業等の団体や多様な個人が、核となる団体からの働きかけにより相互に連携を強め、自律的な活動が活発に行われています。	1 市町や様々な団体等との連携強化
	○ 県・市町の審議会などにおける女性の登用や、地域の避難所運営・自治会活動などにおいて女性の意見の反映が進むことなどにより、政策・方針の立案及び決定過程等において多様な意見が取り入れられるようになっていきます。	2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

1 「わたらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系ごとのデータから見た県の男女共同参画の推進状況

領域 I 仕事と暮らしの充実

1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

<暮らしと両立できる職場環境の整備>

デジタル技術の活用等による柔軟な働き方を推進する企業は **28.3%**

デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進している企業の割合は、28.3%となっています。

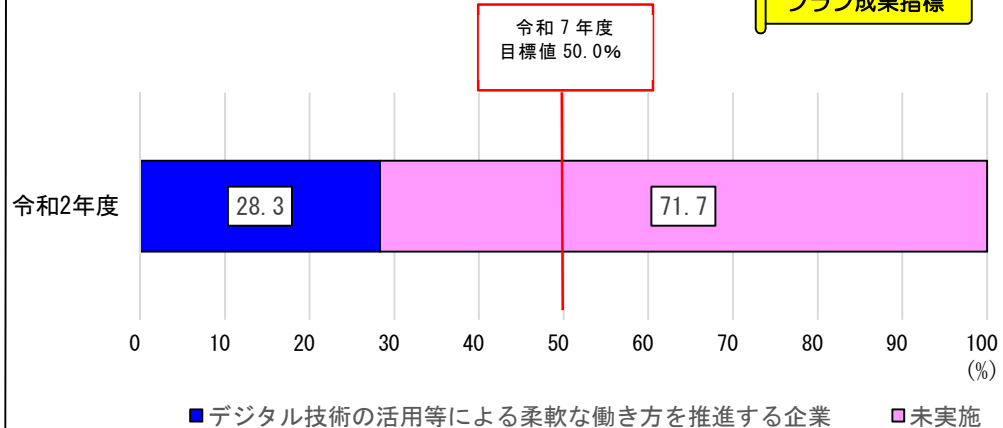
今後も、働く人の生活の質の向上につながるよう、テレワーク等の柔軟な働き方の普及・定着を一層推進する必要があります。

コロナ禍でテレワークを実施した就業者は **約3倍に増**

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策等により、企業におけるテレワークの導入が急速に進み、コロナ禍前（令和元（2019）年12月）と比べて全国的に約3倍の就業者がテレワークを実施していますが、令和4（2022）年に入り、実施率は減少傾向にあります。

1. デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業（従業員31人以上）

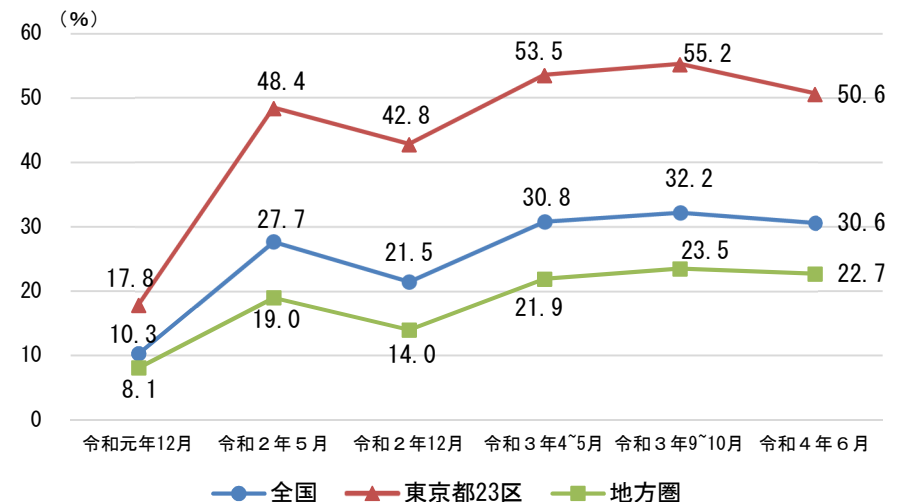
プラン成果指標



■ デジタル技術の活用等による柔軟な働き方を推進する企業 □ 未実施
 (注1) 働き方改革に取り組んでいる実施企業のうち、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィスの利用」、「社内外の会議や顧客等との打ち合わせのオンライン化」のいずれか1つ以上を実施していると回答した企業の割合

(注2) 令和3年度の実績は、令和4（2022）年10月頃に判明する見込みである。
 資料：広島県「職場環境実態調査」（令和2（2020）年度）

2. 【参考】テレワークの実施状況（就業者）（全国）



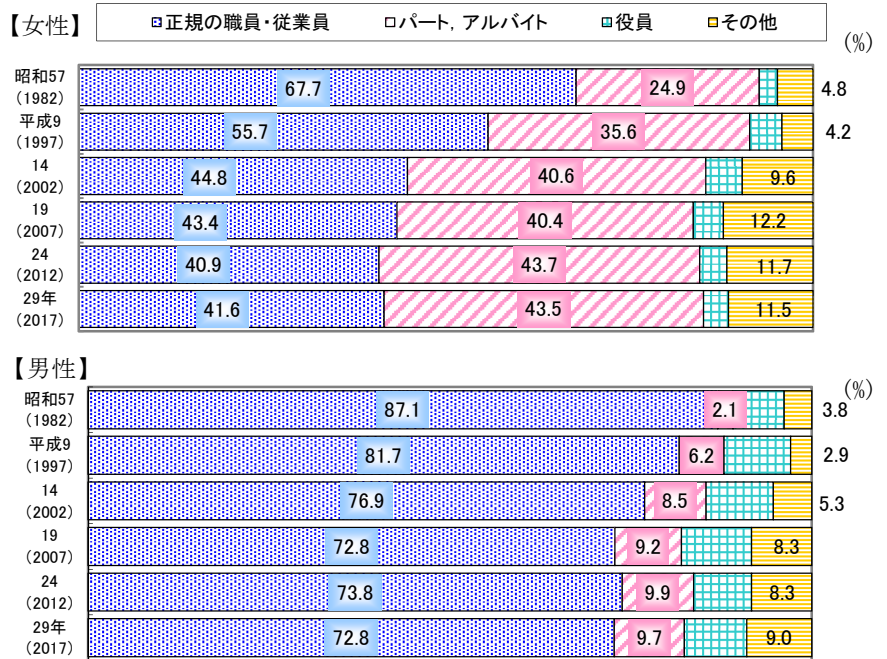
資料：内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和3（2021）年11月）
 「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和4（2022）年7月）

正規の職員・従業員の割合は
女性 41.6%
男性 72.8%

平成 29 (2017) 年の正規の職員・従業員の割合は、女性は 41.6%で、男性の 72.8%を大きく下回っています。

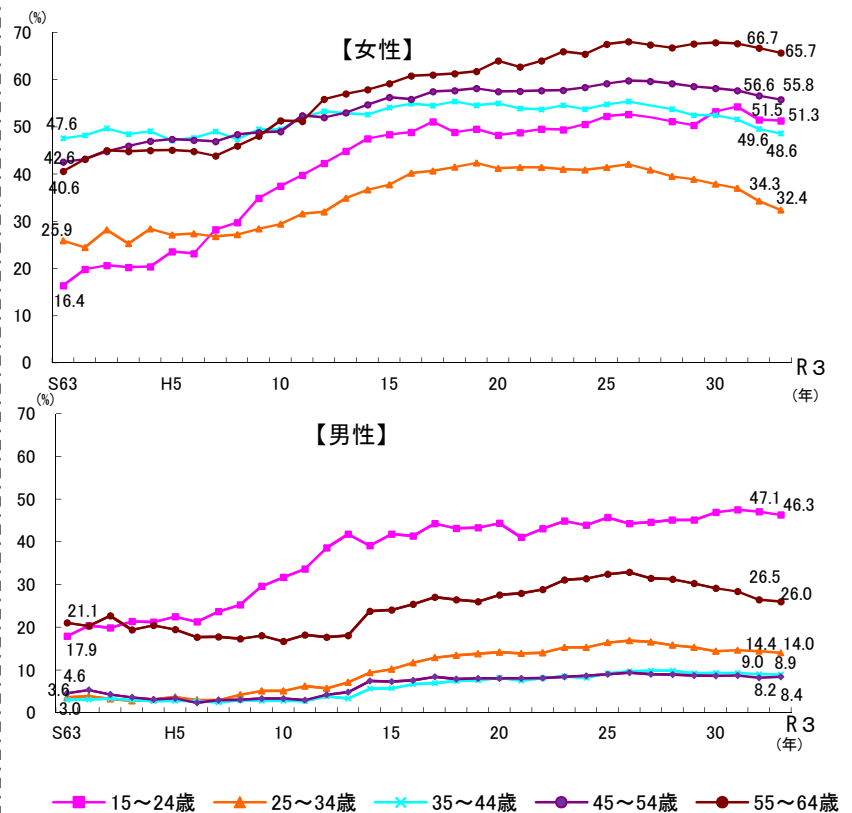
一方、パート、アルバイトとその他（労働者派遣事業所の派遣社員等）の非正規就業者の割合では、女性は 55.0%で、男性の 18.7%を大きく上回っています。

3. 雇用形態別に見た雇用者数の構成割合の推移



(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」（労働者派遣事業所の派遣社員等）、「役員」の四つに区分
 資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 29 (2017) 年度）

4. 【参考】年齢階級別非正規雇用比率の推移（全国）



(注) 非正規雇用比率={ (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) } × 100。
 「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値(平成 13(2001)年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値)により作成。
 「労働力調査(詳細集計)」と「労働力調査特別調査」では、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 資料：総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和3(2021)年度)

男性の育児休業の取得率は
男性 18.2%で
5.2ポイント増

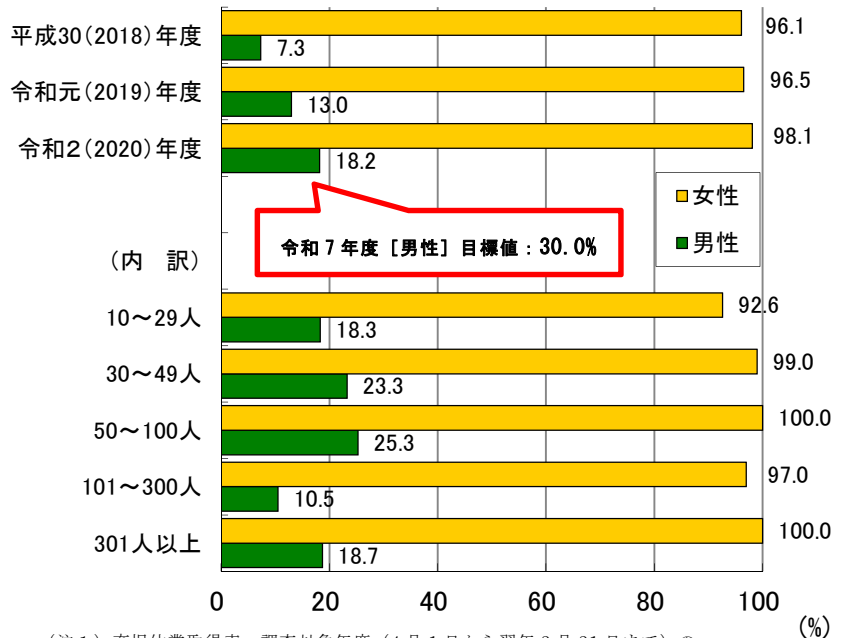
男性従業員の育児休業の取得状況は18.2%と、女性従業員の98.1%と比較すると、極めて低い割合ではありますが、前年度より5.2ポイント増で上昇傾向にあります。

令和3(2021)年6月の、従業員への育休の制度説明や取得促進を企業に義務付ける等の育児・介護休業法の改正により、令和4(2022)年4月1日から段階的に施行されることが決定したこと等が、男性の取得率上昇に影響していると考えられます。

今後も企業等における男性の制度利用に向けた従業員への周知等の取組を促進する必要があります。

5. 従業員の育児休業取得率〔事業主調査〕

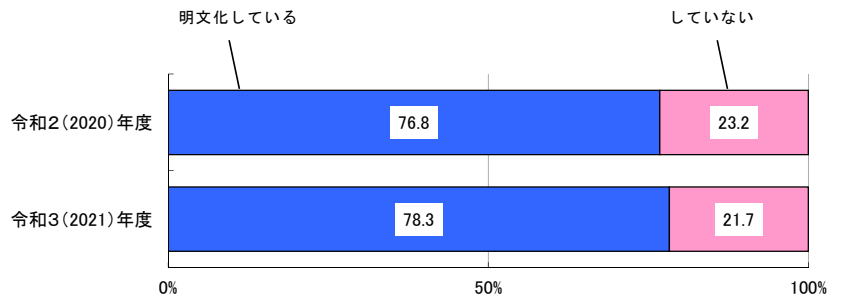
プラン成果指標



(注1) 育児休業取得率：調査対象年度(4月1日から翌年3月31日まで)の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合
(注2) 令和元年度実績は令和2年度調査，令和2年度実績は令和3年度調査で判明したもの

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和2(2020)，令和3(2021)年度)
(調査対象は，広島県内の本所事業所2,500社)

6. 育児休業制度の明文化状況〔事業主調査〕



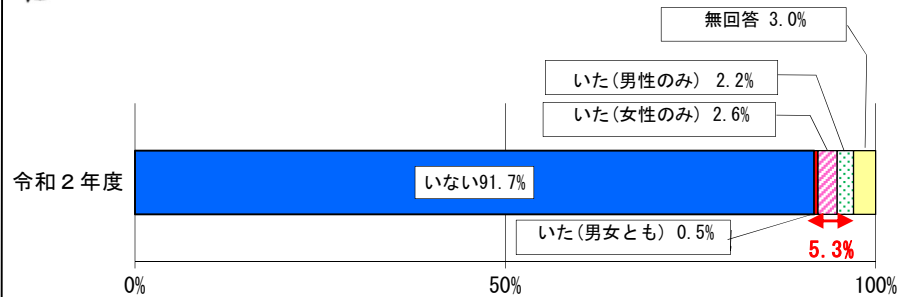
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和2(2020)，令和3(2021)年度)
(調査対象は，広島県内の本所事業所2,500社)

介護休業を取得した者がいた
事業所の割合は**5.3%**

介護休業を取得した者がいた事業所の割合は5.3%となっています。

働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐため、仕事と家族介護の両立を継続することができるような環境整備が必要です。

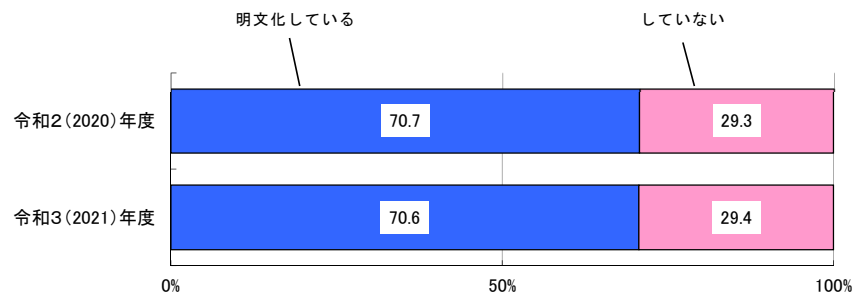
7. 介護休業取得状況〔事業主調査〕



(注) 令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日までに介護休業を取得した者がいた事業所の割合

資料: 広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)のデータを基に、わたらしい生き方応援課において作成

8. 介護休業制度の明文化状況〔事業主調査〕



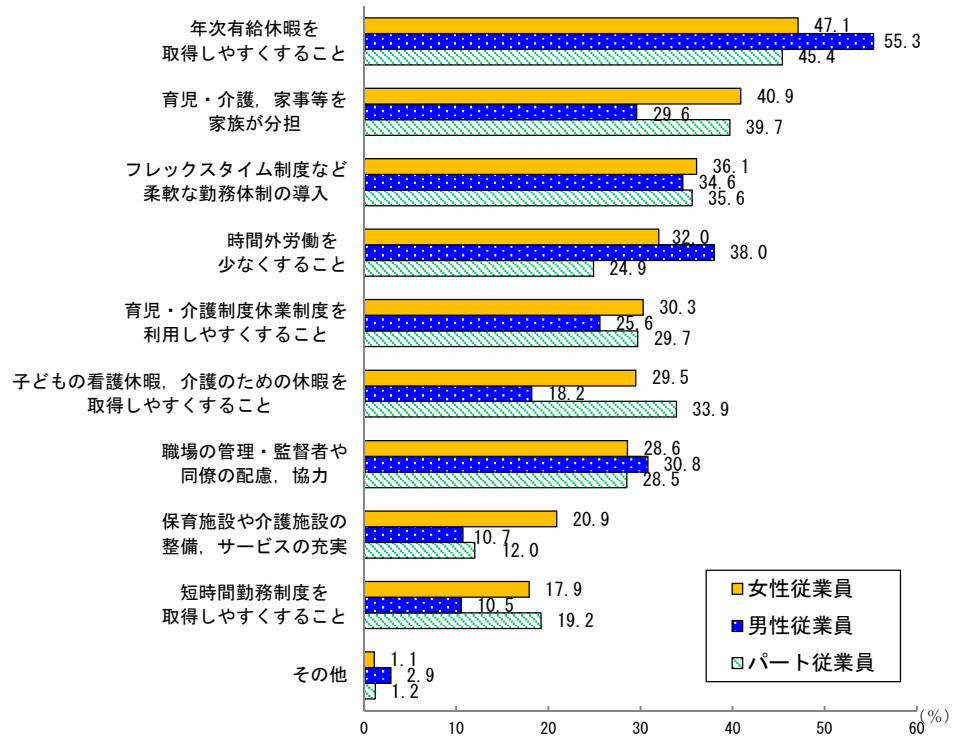
資料: 広島県「広島県職場環境実態調査」(令和2(2020), 令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)

従業員は男女ともに休暇の取得のしやすさを重視

仕事と家庭の両立のために重要なこととして最も多くの人を選んだのは、「年次有給休暇を取得しやすくすること」となっています。

次いで多いのは、男性は「時間外労働を少なくすること」、女性とパート従業員は「育児・介護、家事等を家族が分担」となっており、性別や立場によって違いが表れています。

9. 仕事と家庭の両立のために重要なこと〔従業員調査〕複数回答



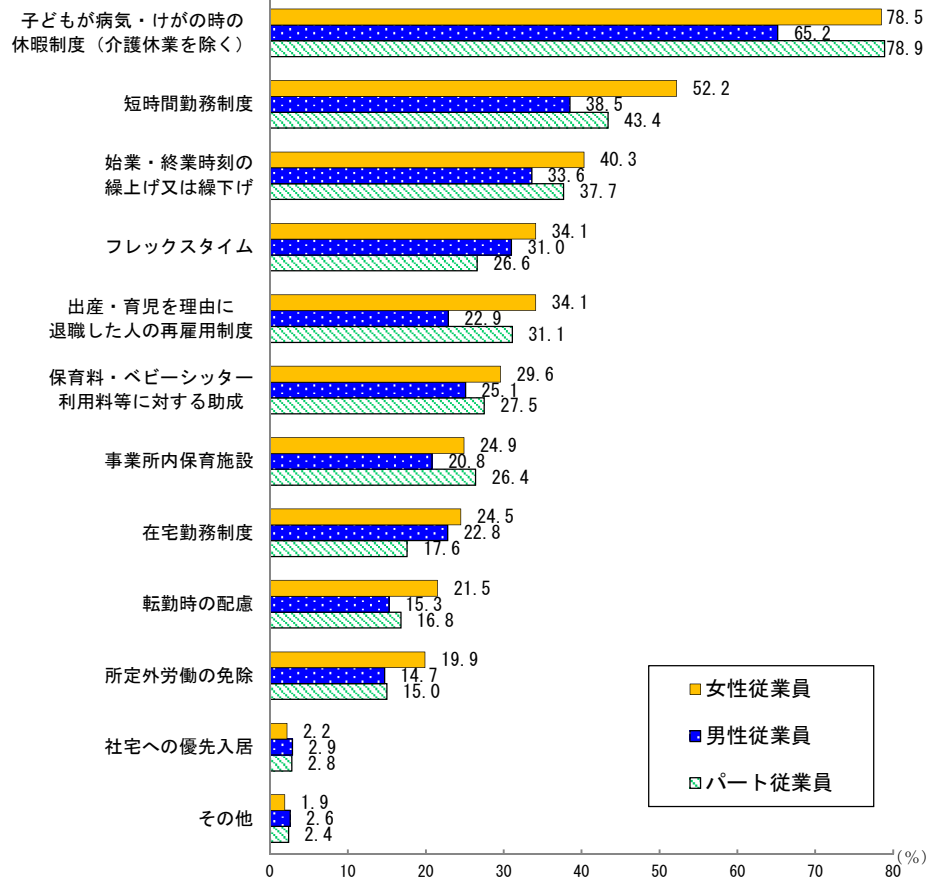
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各2,500人)

仕事と育児の両立のために、子どもが病気などの時の休暇制度を望む人が最多

仕事と育児の両立のために望む支援制度では、男女従業員ともに、「子どもが病気・けがの時の休暇制度(介護休業を除く)」を選んだ人が最も多くなっています。

また、前回調査(平成29(2017)年度)に比べて、「在宅勤務制度」を望む声が増加し、新型コロナウイルスの影響がうかがえます。

10. 仕事と育児の両立のために望む支援制度〔従業員調査〕複数回答



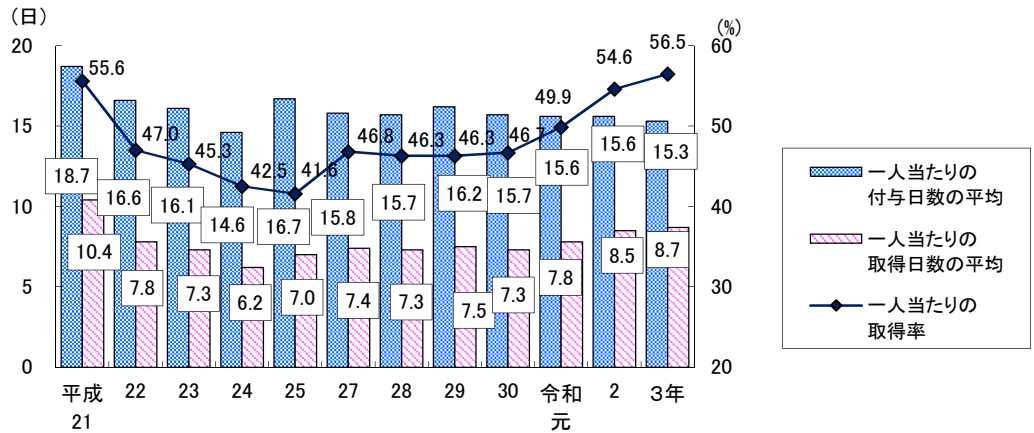
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各2,500人)

年次有給休暇の
一人当たりの取得率は
1.9ポイント増で
昨年に続き50%超え

年次有給休暇取得率は、令和3(2021)年度は56.5%と、前年度から1.9ポイント増加しています。

一人当たりの付与日数は15.3日と前年度から0.3日減少しましたが、一人当たりの取得日数の平均は、8.7日と前年度から0.2日上昇しています。

11. 年次有給休暇の取得状況の推移〔事業主調査〕



(注) 取得率=(取得日数計/付与日数計)×100

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
平成26(2014)年はデータなし。

(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社。調査期間は、前年又は前年度。)

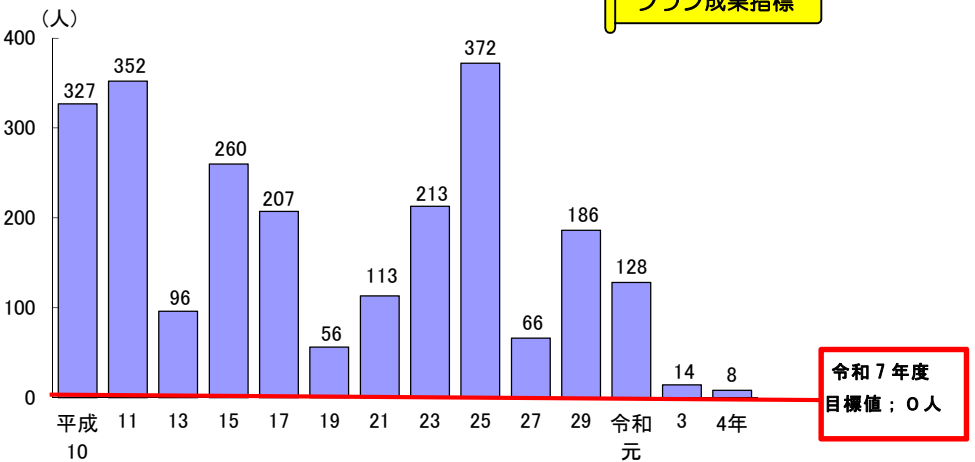
待機児童数は減少
入所児童数は横ばい

令和4(2022)年4月1日現在の待機児童は、前年度より減少し、8人となっています。

また、4月1日現在の県内の保育所入所児童数は61,046人と横ばいで、依然として保育ニーズは高いことがうかがえます。

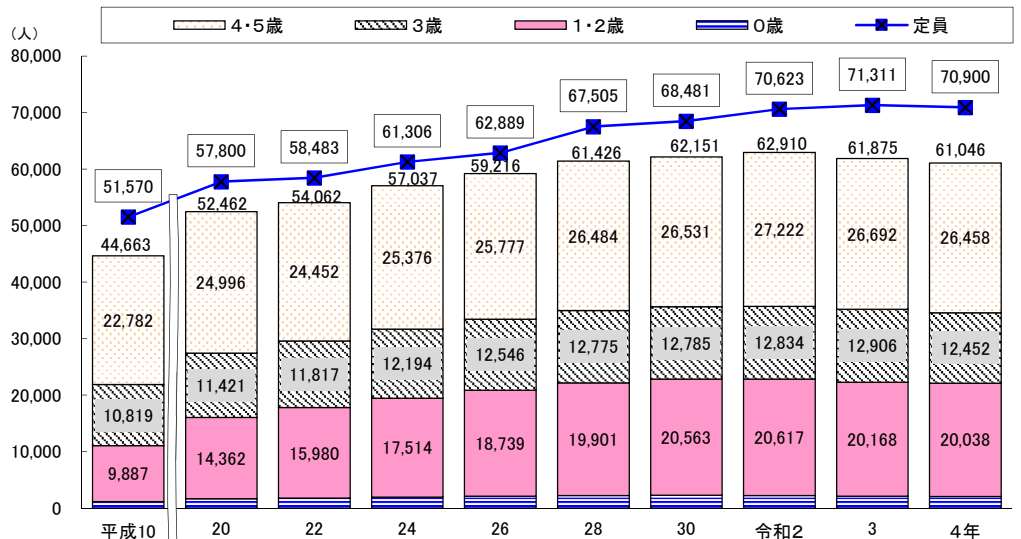
引き続き、多様化するニーズに対応するため、保育士不足の解消や資質向上に取り組み、保育の受け皿を拡大する必要があります。

12. 待機児童数の推移



(注) 各年4月1日現在 資料：広島県健康福祉局調べ

13. 保育所入所児童数(年齢別)の推移



(注) 各年4月1日現在 資料：広島県健康福祉局調べ

**放課後児童クラブ
登録児童数は毎年増加**

令和3年（2021）度の放課後児童クラブ登録児童数は33,356人で、前年度から650人増加している一方、ファミリー・サポート事業登録会員数は11,599人と、前年度から583人減少しています。

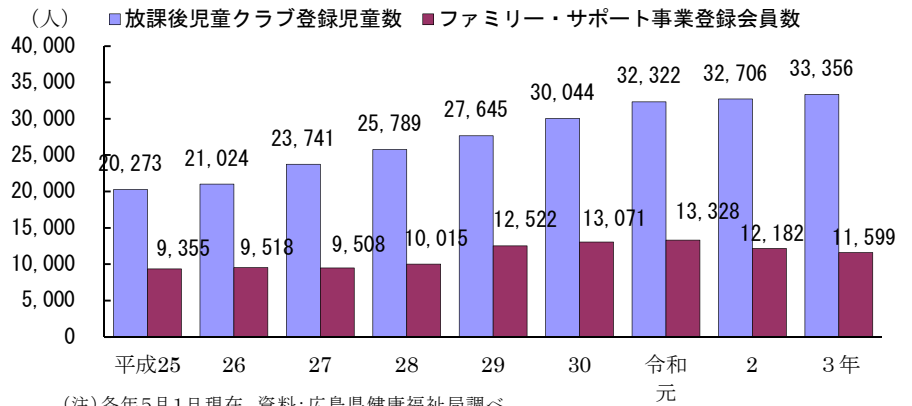
預ける側のニーズは年々高まっていますが、預かる側であるファミリー・サポート事業登録会員数は令和2年以降減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症対策のための利用控えの影響も考えられます。

地域子育て支援拠点事業実施か所は170か所となっており、増加傾向にあります。

【地域子育て支援拠点】

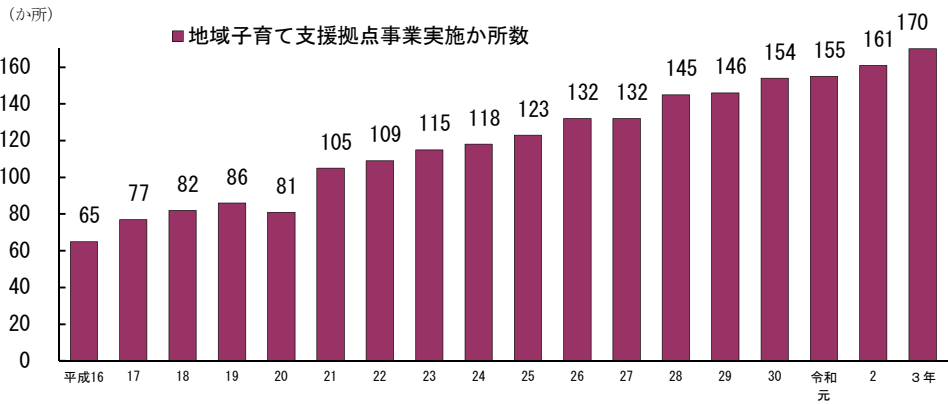
公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取り組みです。

14. 子育て関連制度登録数等の推移



(注) 各年5月1日現在 資料: 広島県健康福祉局調べ
ただし、令和2年(2020)度は7月1日現在

15. 地域子育て支援拠点事業実施か所数



(注) 各年3月31日現在 資料: 広島県健康福祉局調べ

2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり

＜女性のキャリア形成支援と人材育成＞

指導的立場に占める女性の割合は初の20%越え

指導的立場（管理職及び役員）に占める女性の割合は、前年度より1.4ポイント上昇し、20%を超えましたが、直近5年間に於いて2割弱で推移しており、依然として伸び悩んでいます。

女性が意欲と適正に応じてその力を発揮できる環境の整備に向け、企業等における女性のキャリア形成・人材育成支援などの取組を着実に進める必要があります。

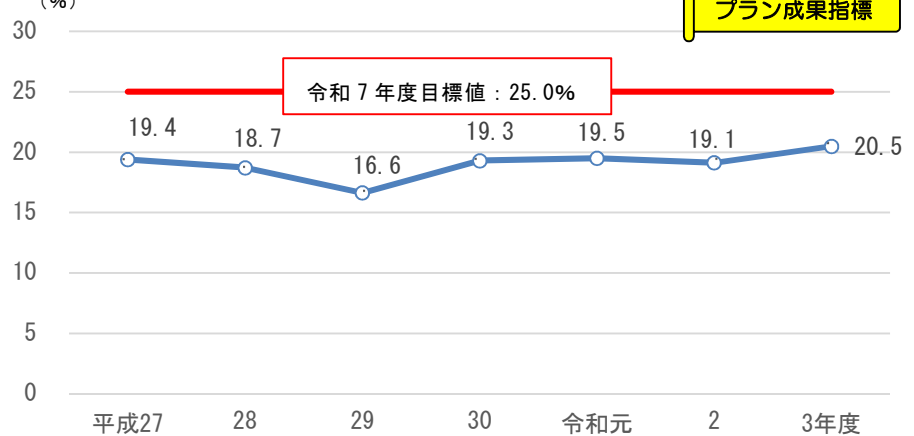
女性を管理職に登用している事業所の割合は32.0%

女性を管理職（課長相当職以上）に登用している事業所の割合は32.0%で、令和2（2020）年度に比べ1.5ポイント上昇しました。

管理職に占める女性の割合は18.0%

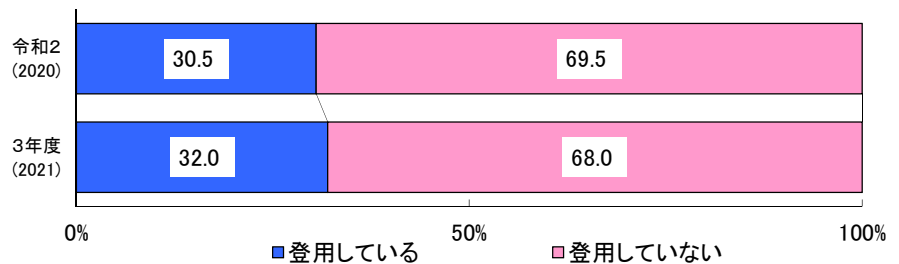
管理職に占める女性の割合は18.0%で、令和2（2020）年度に比べ2.0ポイント上昇しました。

16. 県内事業所における指導的立場に占める女性の割合〔事業主調査〕



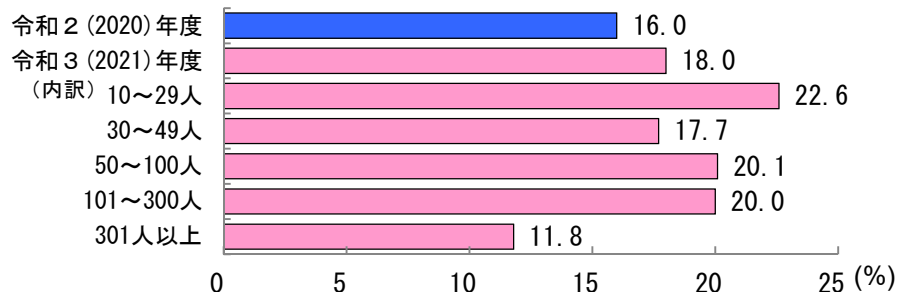
（注）管理職（課長相当職以上）及び役員との割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和3（2021）年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社）のデータを基に、わたらしい生き方応援課において作成

17. 女性管理職の登用状況〔事業主調査〕



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和2（2020）年度、令和3（2021）年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社）
・令和2年度及び令和3年度の調査結果については、無回答を除いて割合を集計

18. 管理職に占める女性の割合〔事業主調査〕

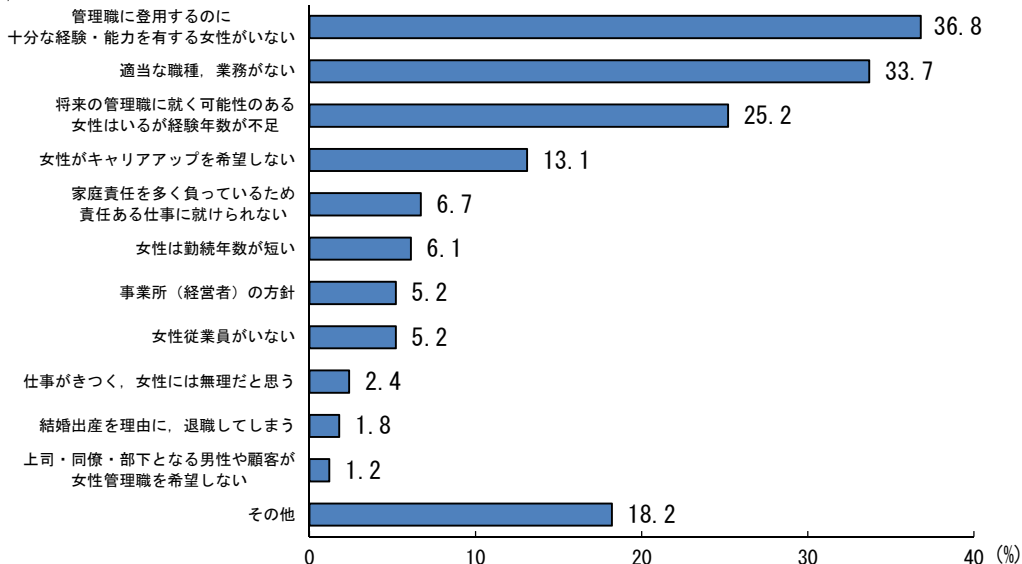


資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和2（2020）年度、令和3（2021）年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社）

女性を管理職に登用しない理由は、「管理職に登用するのに十分な経験、能力を有する女性がない」（36.8%）が最も多く、次いで「適当な職種、業務がない」（33.7%）となっています。

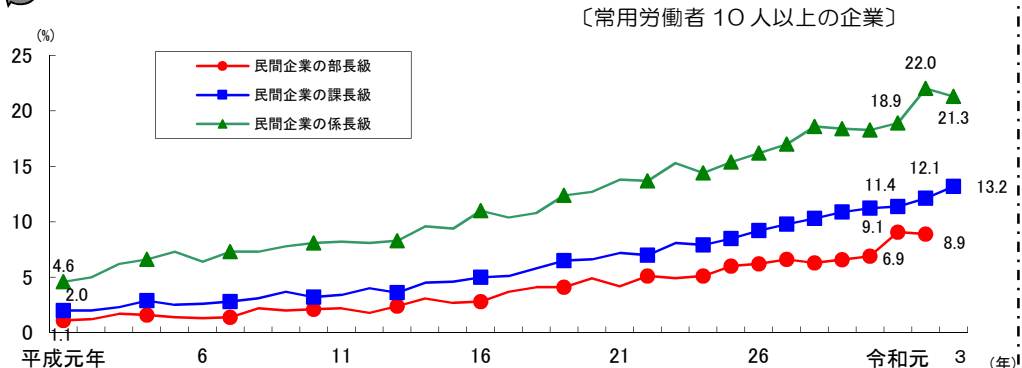
県内企業において、女性従業員の採用拡大、人材育成、管理職等への登用に向けた取組の推進を支援していく必要があります。

19. 女性を管理職に登用しない理由〔事業主調査〕複数回答



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和3（2021）年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）

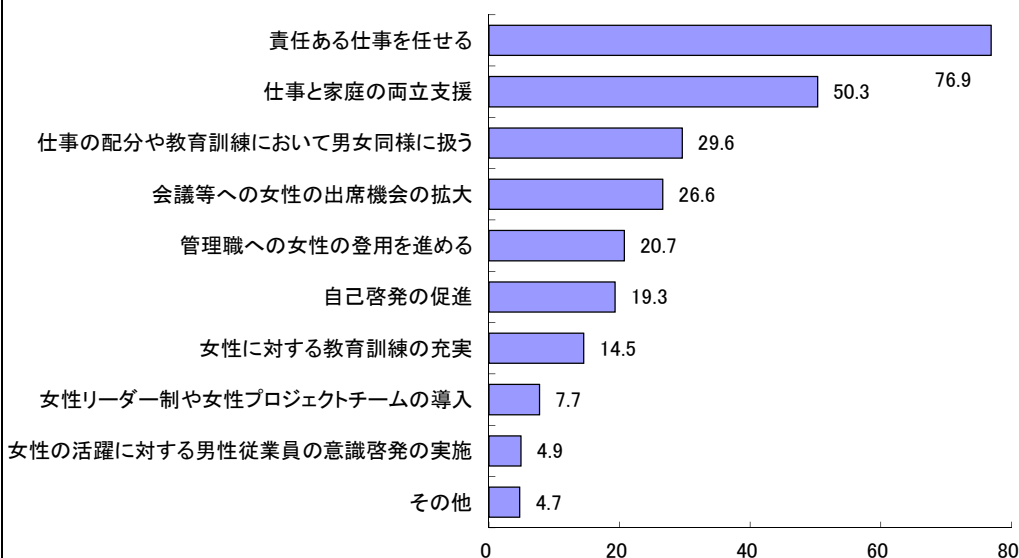
20. 【参考】民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移(全国)〔常用労働者 10 人以上の企業〕



（注）調査対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所。
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3（2021）年度）

女性従業員の職業意識向上のための取組は、「責任ある仕事を任せる」が76.9%で最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援」が50.3%となっています。

21. 女性従業員の職業意識向上のための取組〔事業主調査〕複数回答

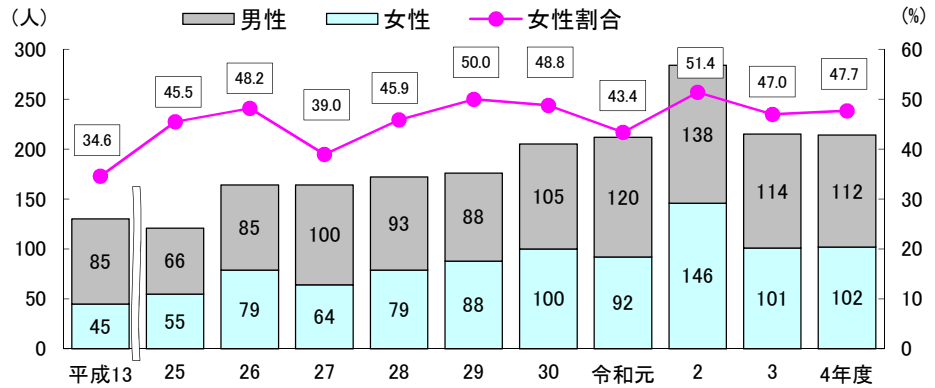


資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和3（2021）年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）

**県職員の採用者に占める
女性の割合は47.7%**

令和4(2022)年度の県職員の採用者数は214人で、女性102人(47.7%)、男性112人(52.3%)となっており、女性割合は前年度から0.7ポイント上昇しています。

22. 県職員の採用状況



(注) 各年4月1日現在
採用者数：大学卒業程度試験，社会人経験者試験(23年度から実施)，短大卒業程度試験(22年度，23年度及び29年度は実施なし)，高校卒業程度試験及び障害のある人を対象とした試験による採用者の合計
資料：広島県人事委員会調べ

**県，市町，全国とも
女性管理職の割合は上昇傾向**

令和4(2022)年4月1日現在の県職員は6,349人で、女性職員2,547人(40.1%)、男性職員3,802人(59.9%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)の女性職員は60人で、全管理職407人に占める割合は14.7%と、前年度より2.0ポイント上昇しました。

また、県内の市町職員は25,289人で、女性職員10,676人(42.2%)、男性職員14,613人(57.8%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)の女性職員は441人で、全管理職2,374人に占める割合は18.6%と、前年度から1.4ポイント上昇しています。

23. 県及び市町の職員及び管理職の状況

[令和4(2022)年4月1日現在]

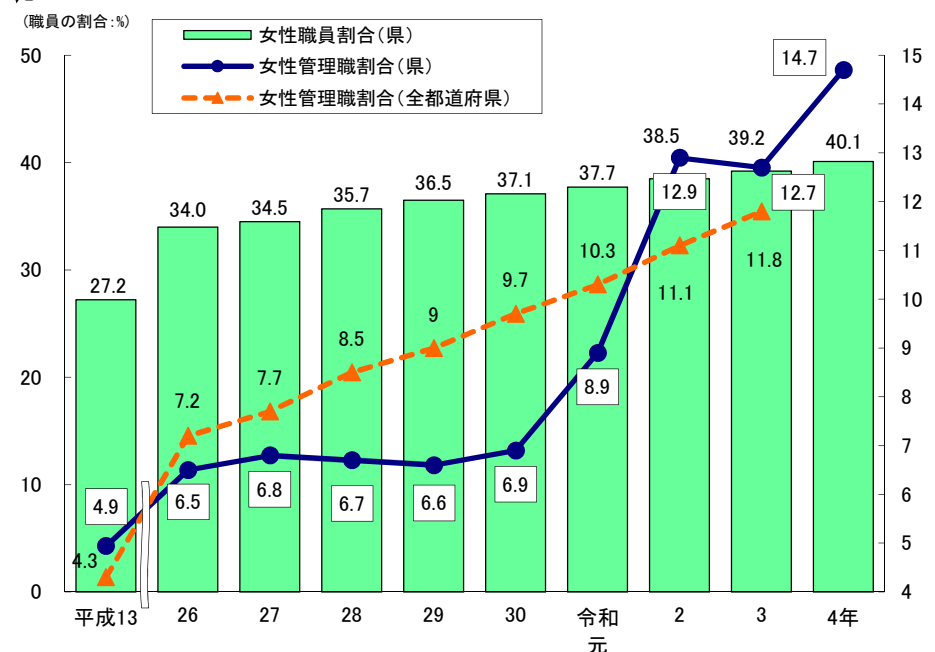
区分		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
県	職員数	6,349	2,547	3,802	40.1
	管理職	407	60	347	14.7
市町	職員数	25,289	10,676	14,613	42.2
	管理職	2,374	441	1,933	18.6

(注) 職員数には、教員及び警察官は含まない。
県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会，企業局及び病院事業局の一般職職員数。
なお、平成19(2007)年からは、県立大学教員は含まない。
県の管理職の人数は、平成23(2011)年からは、課長級以上により集計。
市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

資料：広島県人事課，広島県わたらしい生き方応援課，広島県教育委員会，広島県警察本部調べ

24. 県及び全都道府県の女性職員及び管理職の状況

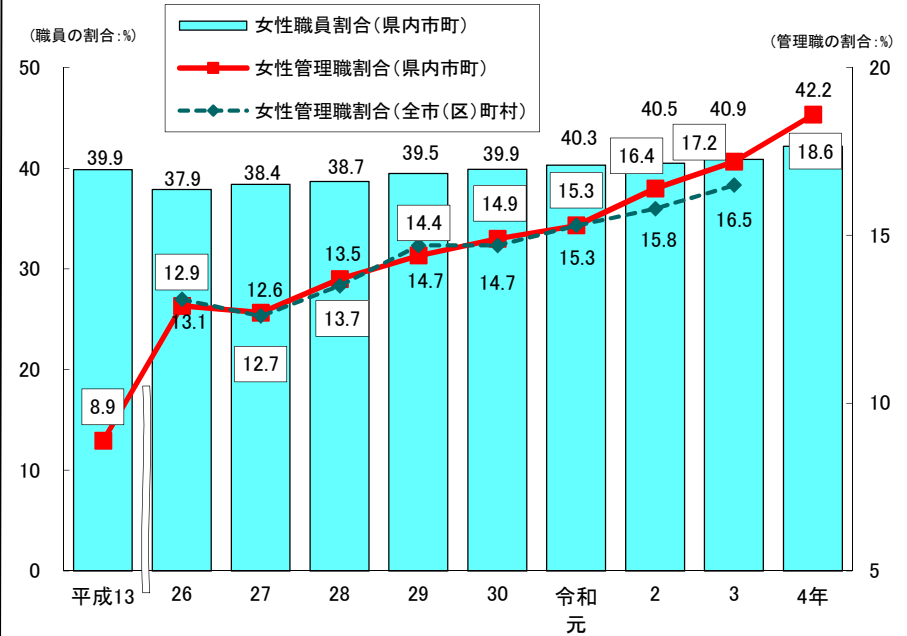
(管理職の割合：%)



(注) 令和4(2022)年4月1日現在の全都道府県の女性管理職割合は、令和4(2022)年度内に内閣府から公表される見込である。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県わたらしい生き方応援課，広島県教育委員会，広島県警察本部調べ

25. 県内市町及び全市(区)町村の女性職員及び管理職の状況



(注) 全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計されており、令和4(2022)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、令和4(2022)年度内に内閣府から公表される見込である。

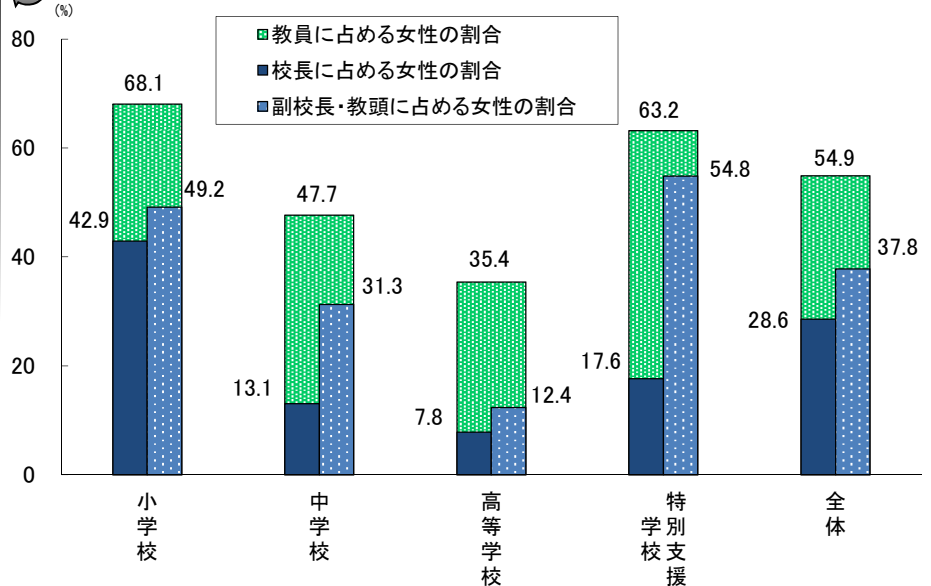
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県わたらしい生き方応援課調べ

教員の女性管理職の割合は
校長 28.6%
副校長・教頭 37.8%
で全国的にも高い

令和3(2021)年5月1日現在の教員数に占める女性の割合は、小学校では68.1%となっていますが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、低くなっています。

県全体での女性管理職の状況を見ると、校長は28.6%、副校長・教頭は37.8%となっており、全国的にも非常に高い数値となっています。

26. 教員、校長、副校長・教頭の状況



区分	教員数			校長			副校長・教頭		
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)
小学校	9,981	6,793	3,188	450	193	257	478	235	243
中学校	5,693	2,713	2,980	222	29	193	262	82	180
義務教育学校	164	94	70	5	0	5	10	6	4
高等学校	5,250	1,859	3,391	128	10	118	178	22	156
中等教育学校	52	15	37	1	0	1	2	1	1
特別支援学校	1,600	1,011	589	17	3	14	31	17	14
県全体	22,740	12,485	10,255	823	235	588	961	363	598
		54.9%	45.1%		28.6%	71.4%		37.8%	62.2%
【参考】全国	997,640	507,343	490,297	33,698	5,837	27,861	40,271	9,288	30,983
		50.9%	49.1%		17.3%	82.7%		23.1%	76.9%

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計
 グラフについては、義務教育学校、中等教育学校は除く。資料：文部科学省「学校基本調査」(令和3(2021)年度)

＜就業継続や再就職、創業等女性の多様な働き方＞

広島県の女性(25~44歳)の
就業率は77.4%で
5.1ポイント増

全国の25~44歳の女性の就業率は上昇傾向にあり、広島県は前回調査(平成27(2015)年度)より5.1ポイント上昇しました。しかし、全国平均をやや下回っており、中国地方5県では、山口県と同率で最も低い割合となっています。

引き続き、仕事と家庭の両立への負担軽減とともに、女性の就業継続や再就職に向けた支援に取り組む必要があります。

女性の労働力率のグラフは、
台形に
近づきつつある

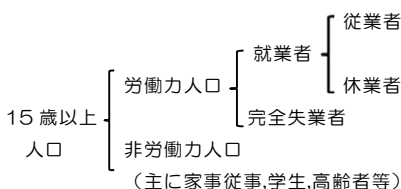
労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

女性は、30歳代を谷とするM字カーブを描いており、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられていました。しかし近年は、先進諸国で見られる台形に近づきつつあり、結婚や出産、育児によって離職する女性が減少してきていると考えられます。

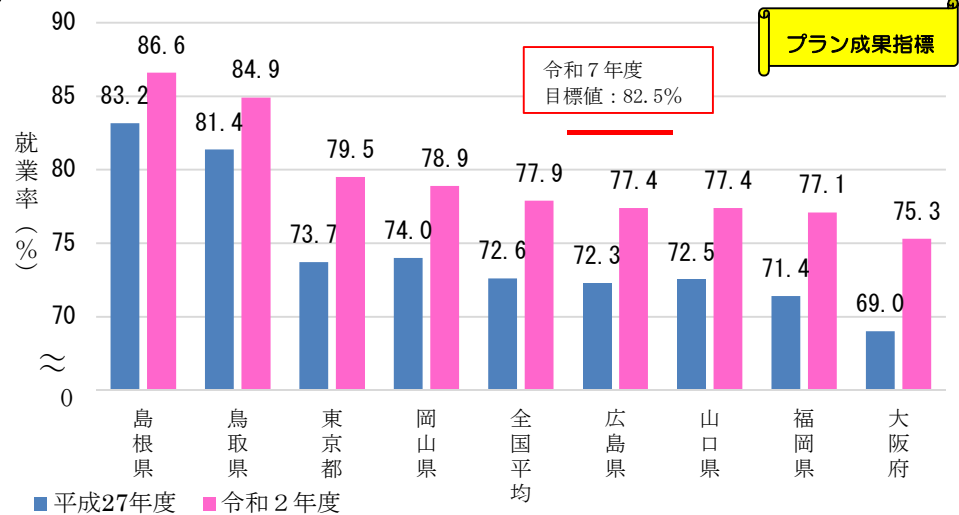
国際比較では、日本の25~29歳の女性の労働力が、比較した6か国の中で最も高い数値となっています。

【労働力率】
15歳以上人口に占める労働力人口の割合

【就業率】
労働力人口に占める就業者の割合

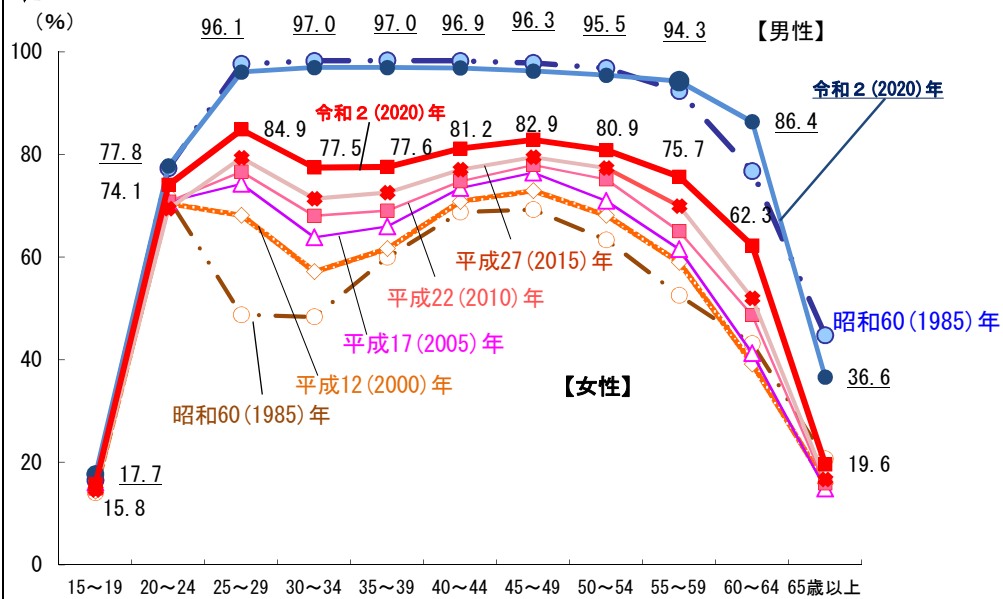


27. 女性(25~44歳)の就業率(中国地方5県と主要各都府県)



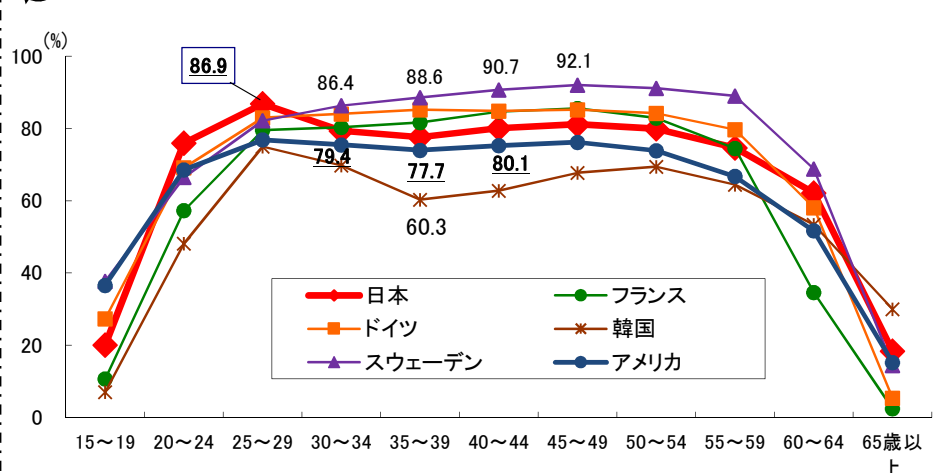
資料: 総務省「国勢調査」(平成27(2015)年度, 令和2(2020)年度)

28. 年齢階級別労働力率(広島県)



資料: 総務省「国勢調査」(令和2(2020)年度)

29. 【参考】女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和3(2021)年), その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。韓国, 米国は令和3(2021)年の値。フランス, ドイツ, スウェーデンは, 令和2(2020)年の値。

**女性の給与額は男性
の78.5%で
過去最高**

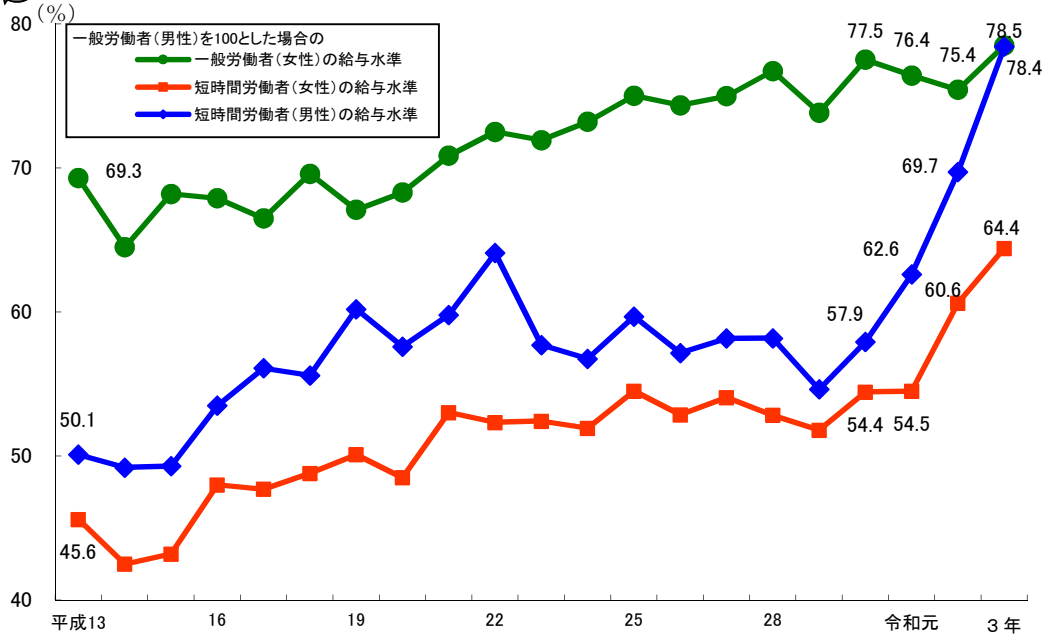
一般労働者（男性）の1時間あたり平均所定内給与額を100とした場合、一般労働者（女性）は78.5で、昨年度より3.1ポイント上昇し、過去最高となりました。短時間労働者は、男女とも前年度より大きく上昇しています。

男女の給与水準の差には、平均勤続年数や管理職比率の差異、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことなど、様々な要因があると考えられます。

【女性活躍推進法に関する制度改正】

令和4年7月8日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令が改正され、情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加されるとともに、常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として、「男女の賃金の差異」の情報公表が義務づけられました。

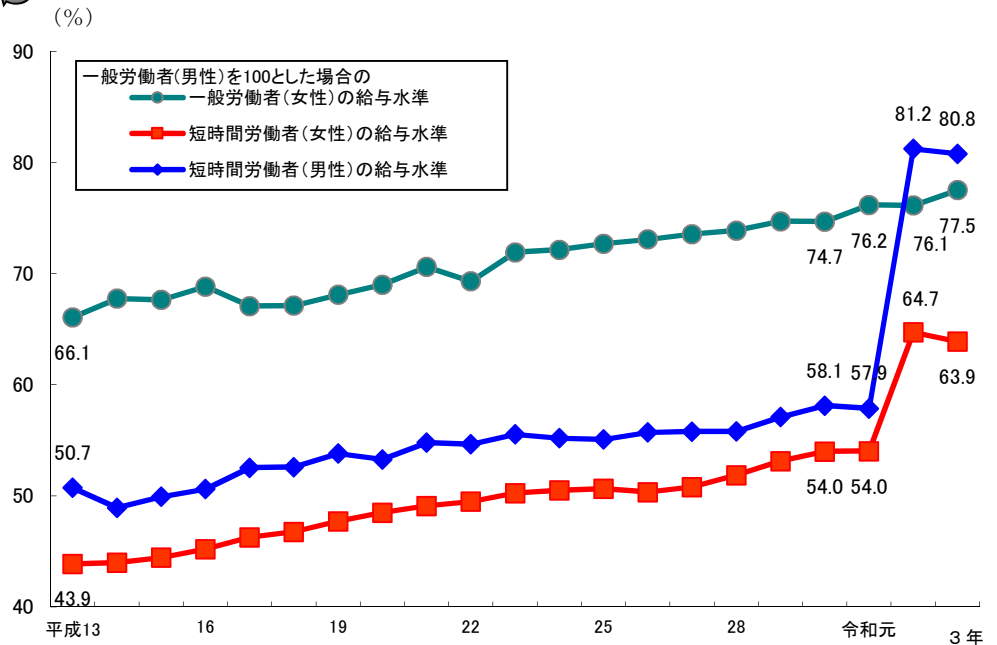
30. 労働者の1時間あたり平均所定内給与水準対比の推移



(注) 所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間あたり平均所定内給与額：各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者
短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者
短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、1時間あたり賃金が著しく高い一部の職種の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和2年より短時間労働者全体を集計対象としている。資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3（2021）年度）

31. 【参考】労働者の1時間あたり平均所定内給与水準対比の推移(全国)



(注) 所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間あたり平均所定内給与額：各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者
短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者
※短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、1時間あたり賃金が著しく高い一部の職種の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和2年より短時間労働者全体を集計対象としている。資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3（2021）年度）

3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

暮らしの充実について
否定的に答えた人は
25.0%に減少

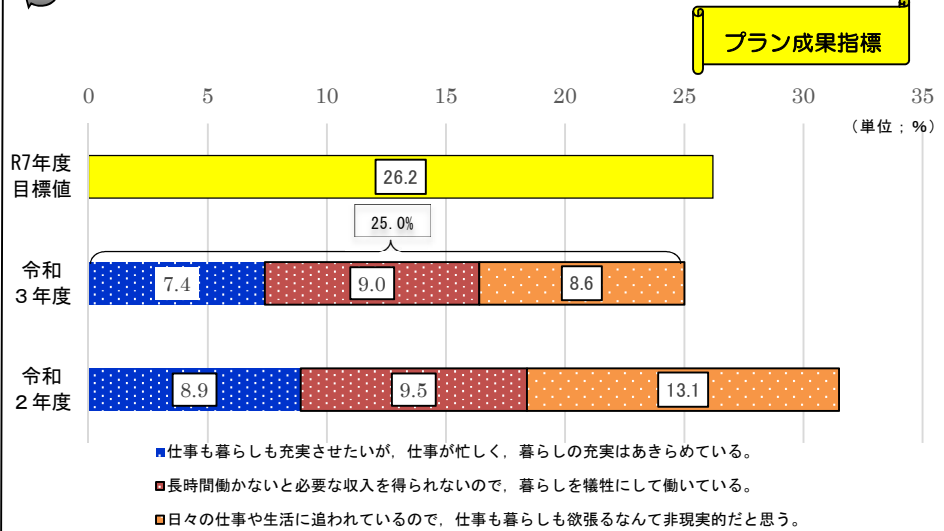
暮らしの充実について、あきらめている、非現実的など否定的に答えている人は25.0%の人で、前年度の31.5%より6.5%減少し、目標値を達成しました。内容としては、「日々の仕事や生活に追われ、暮らしの充実は非現実的」と考える人の割合が前年度よりも4.5%と最も多く減少し、仕事も暮らしも充実させることに前向きな人が増加したと考えられます。

家事関連時間は
男性 56分
女性 3時間 29分

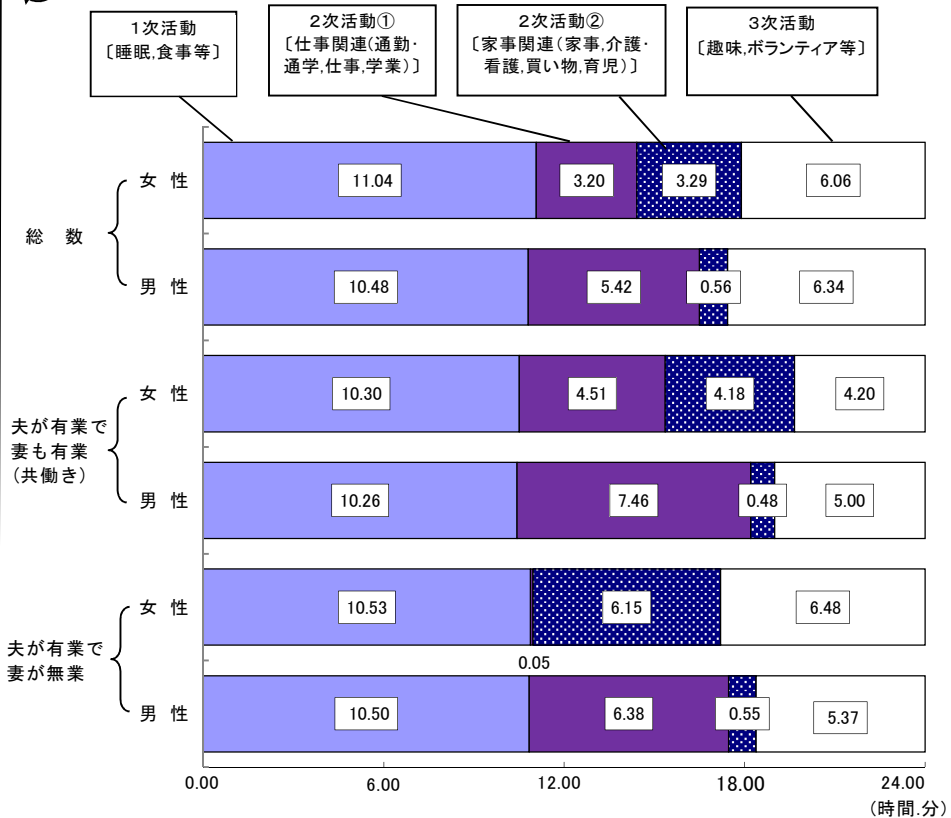
県内の男女の一日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが表れています。

1次活動：睡眠、食事等生理的に必要な活動
2次活動：仕事、家庭等社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

32. 暮らしの充実について、否定的に答えた人の割合



33. 一日の行動の種類別総平均時間数



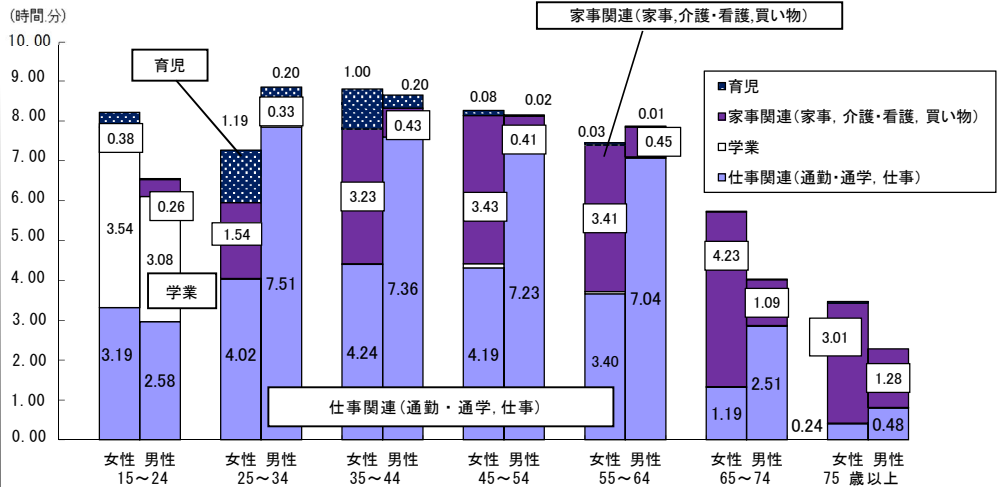
25～64 歳の各年齢層で、男性の育児を含む家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

**夫の家事・育児関連時間は
1 時間 41 分**

県内の6歳未満の子供を持つ夫が家事・育児関連に費やす時間は、1日当たり1時間41分で、全国と比較すると13分下回っていますが、育児の時間は1時間4分となっており、全国とほぼ同等です。

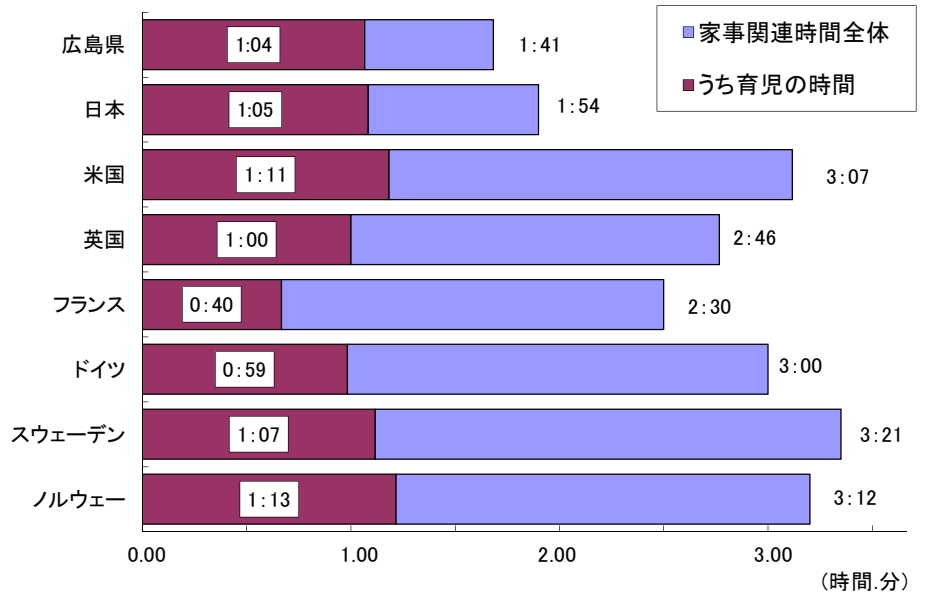
他の先進国と比較すると、家事関連時間全体は非常に短くなっています。

34. 男女、年齢層別の2次活動の生活時間



資料：総務省「社会生活基本調査」（令和3（2021）年）
（調査対象は、指定する調査区内にある世帯のうちから、無作為に選定した15歳以上の世帯員）

35. 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間（国際・全国・県）



資料：総務省「社会生活基本調査」（令和3（2021）年）
Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2018)
Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)

領域Ⅱ 男女双方の意識改革

1 性差に係る固定的な意識の解消

性別にかかわらず、自分らしく選択できていると感じている人は **58.0%**

性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人は、全体で58.0%となっており、前年度より1.9ポイント減少しました。男女別にみると、女性(54.5%)より男性(61.5%)のほうが割合が高くなっています。

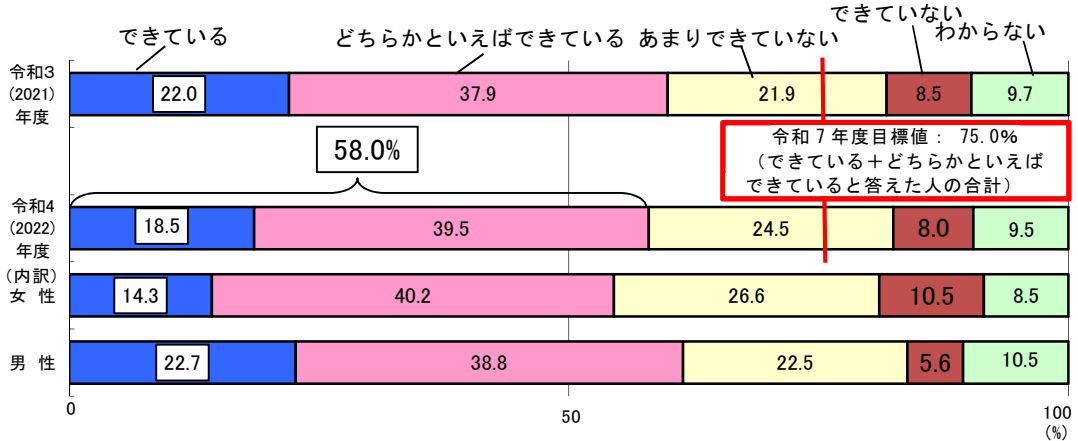
社会全体で「平等」と回答した人の割合は **女性 11.5%**
男性 18.2%

男女の地位の平等感について、前回調査(平成29(2017)年度)と比較すると、「平等」と回答した人の割合が最も増加した分野は、職場(4.6ポイント増)となっています。これは、女性活躍推進法や働き方改革関連法などの影響により、職場において女性が平等感を感じられる場面が増えたことも要因として考えられます。

また、社会全体において「平等」と回答した人の割合は10%台と、依然として低い状況にあり、性別に関する固定的な意識の解消に取り組む必要があります。

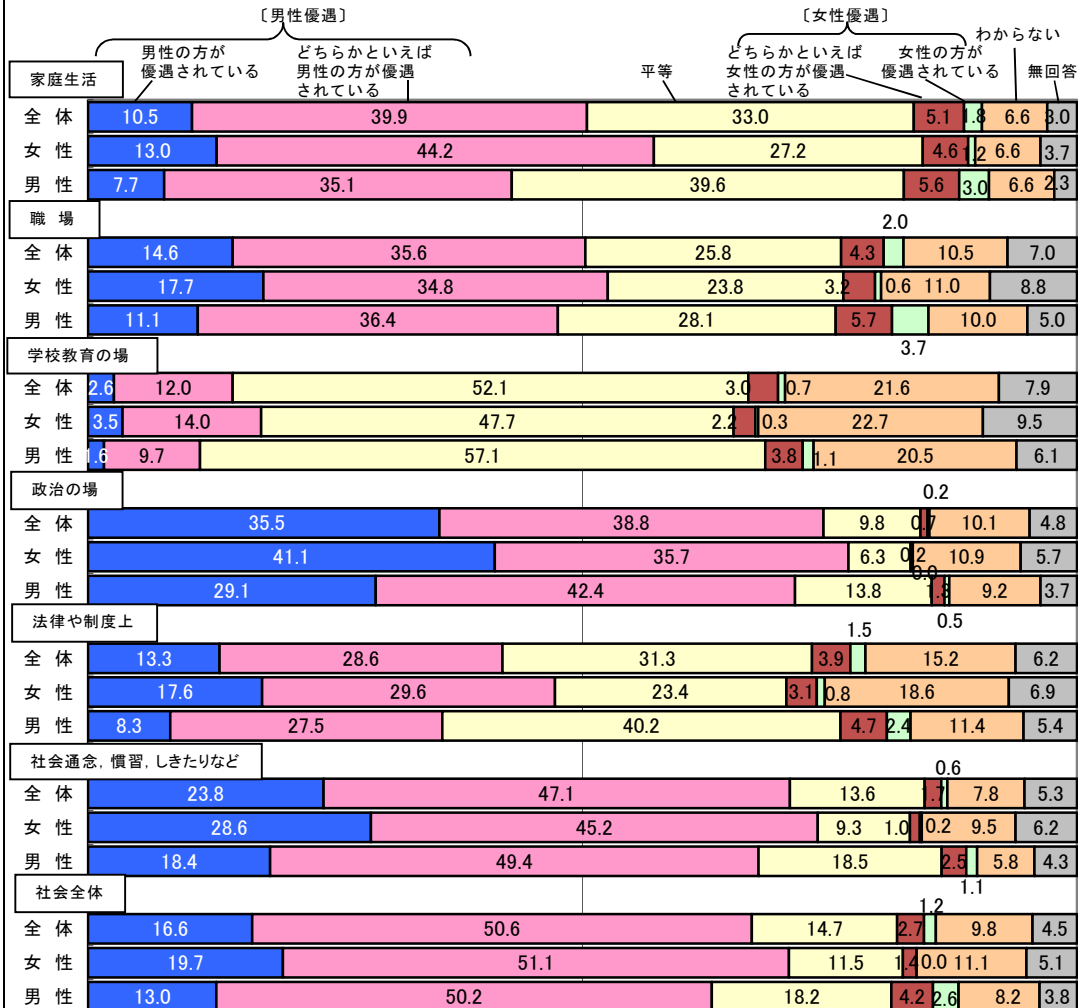
36. 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合

プラン成果指標



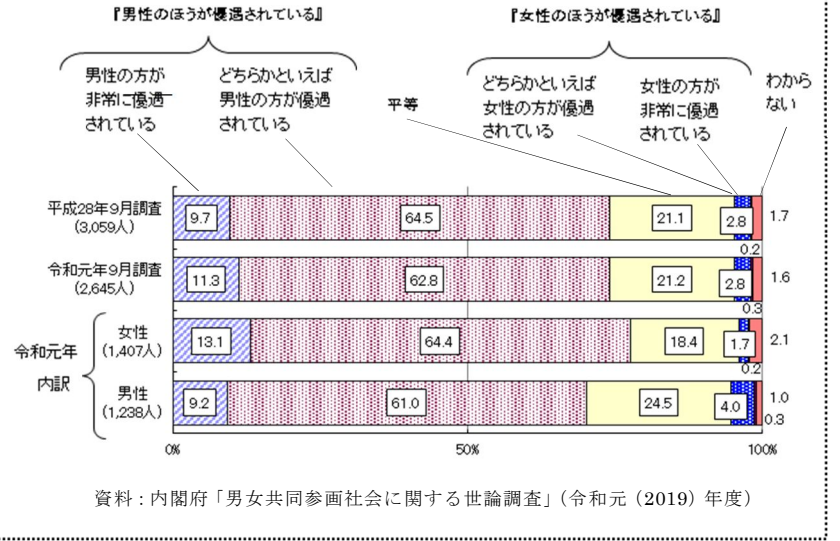
資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」(令和4(2022)年度)

37. 男女の地位の平等観



資料：広島県「広島県政世論調査」(令和2(2020)年度)
(調査対象は、県内在住の20歳以上の県民2,000人)

38.【参考】社会全体における男女の地位の平等感（全国）



**夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの意見に賛成 25.3%
反対 57.4%**

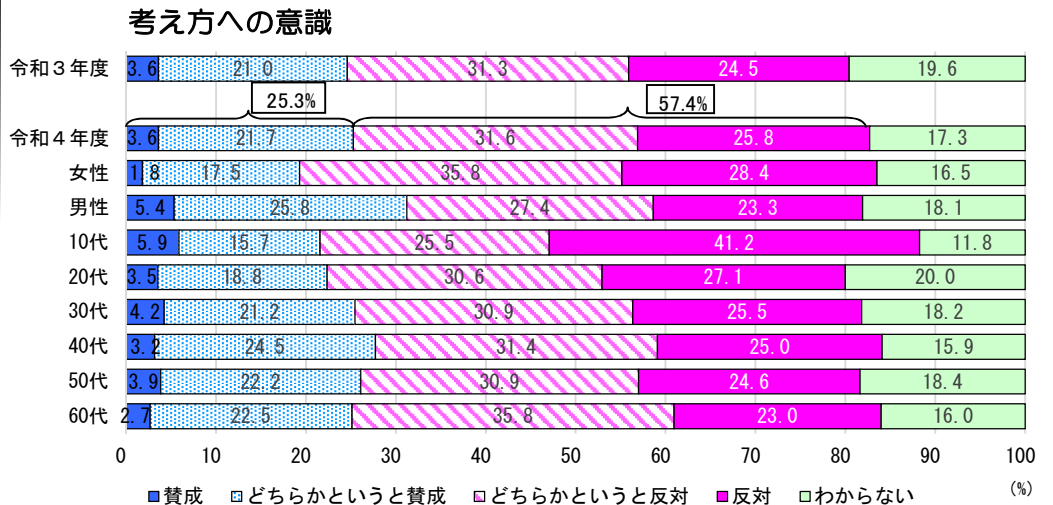
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、反対計が賛成計を大きく上回っています。

性別では、女性で反対計が64.2%と、男性（50.7%）を13.5ポイント上回り、年代別では、若い年代ほど「反対」と答えた人が「賛成」と答えた人を上回る数値となっています。

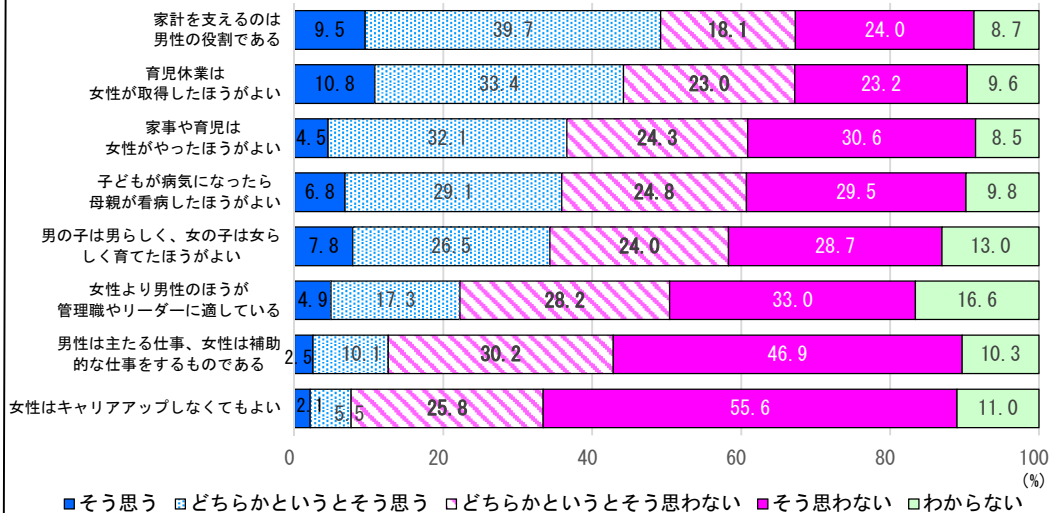
男女の役割について『家計を支えるのは男性の役割である』では「そう思う計」が5割弱で、「そう思わない計」を7ポイント上回っています。

『育児休業は女性が取得』では、「そう思う計」と「そう思わない計」が4割半ばで拮抗しています。その他の項目では「そう思わない計」が「そう思う計」を上回っており、特に『女性はキャリアアップしなくてもよい』では「そう思わない計」が大きく、上回っています。

★ 38-2. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方への意識



★ 38-3. 男女の役割に関する意見



2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成

「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」等を実施している学校は **20校** で全高校の **1/4**

ライフプランニング教育プログラム等を実施している県立高等学校は 82 校中 20 校 (24.4%) と、前年度より大幅に増加しました。

【高校生のためのライフプランニング教育プログラム】
様々なライフイベントを踏まえた生活の中で、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら高校生が主体的に判断し、考え意思決定できる能力と態度を育成するプログラム。

大学進学率は
女性 **56.4%** で
過去最高

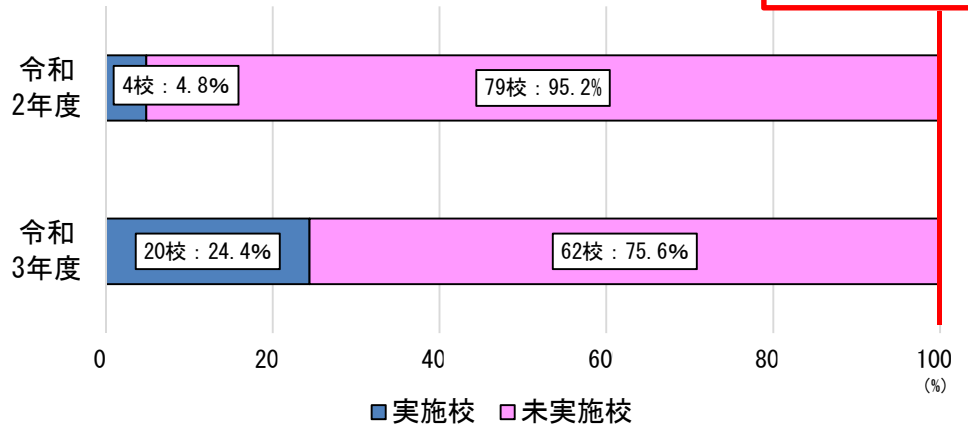
女性の大学への進学率は上昇傾向であり、令和 3 (2021) 年度は、女性 56.4%、男性 57.6%と、男性が 1.2 ポイント高くなっていますが、その差は年々小さくなっています。

短期大学への進学率は、女性が 6.1%、男性が 0.3%となっています。平成 9 (1997) 年以降、短期大学数が減少していることもあり、短期大学への進学率は低下しています。

39. 「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」等を実施している学校数

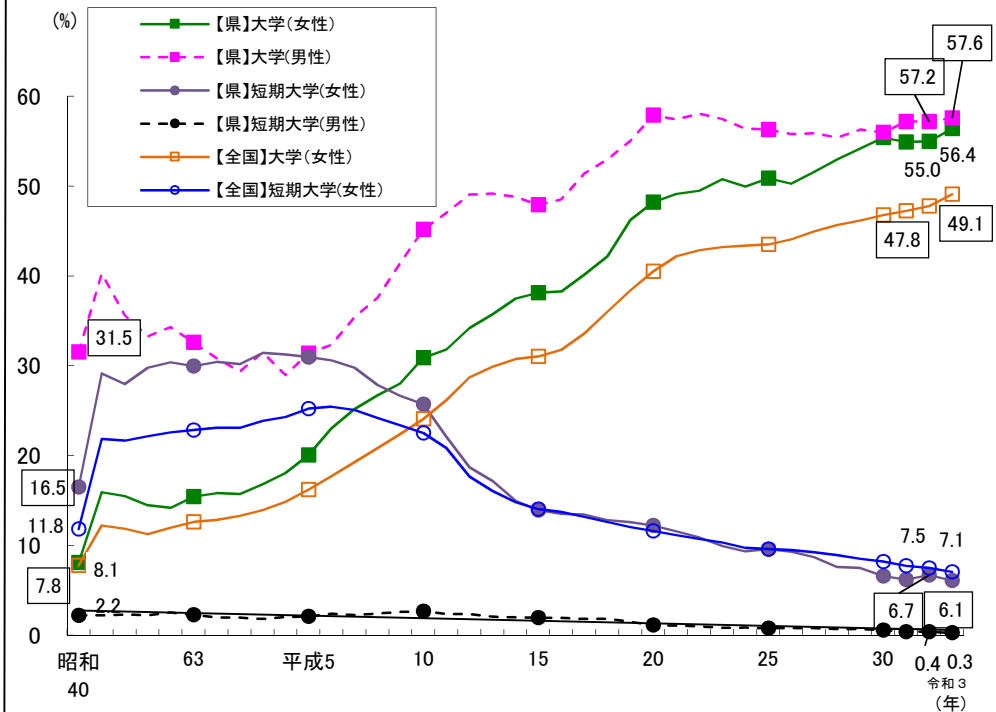
プラン成果指標

R7 年度目標値
全県立高等学校



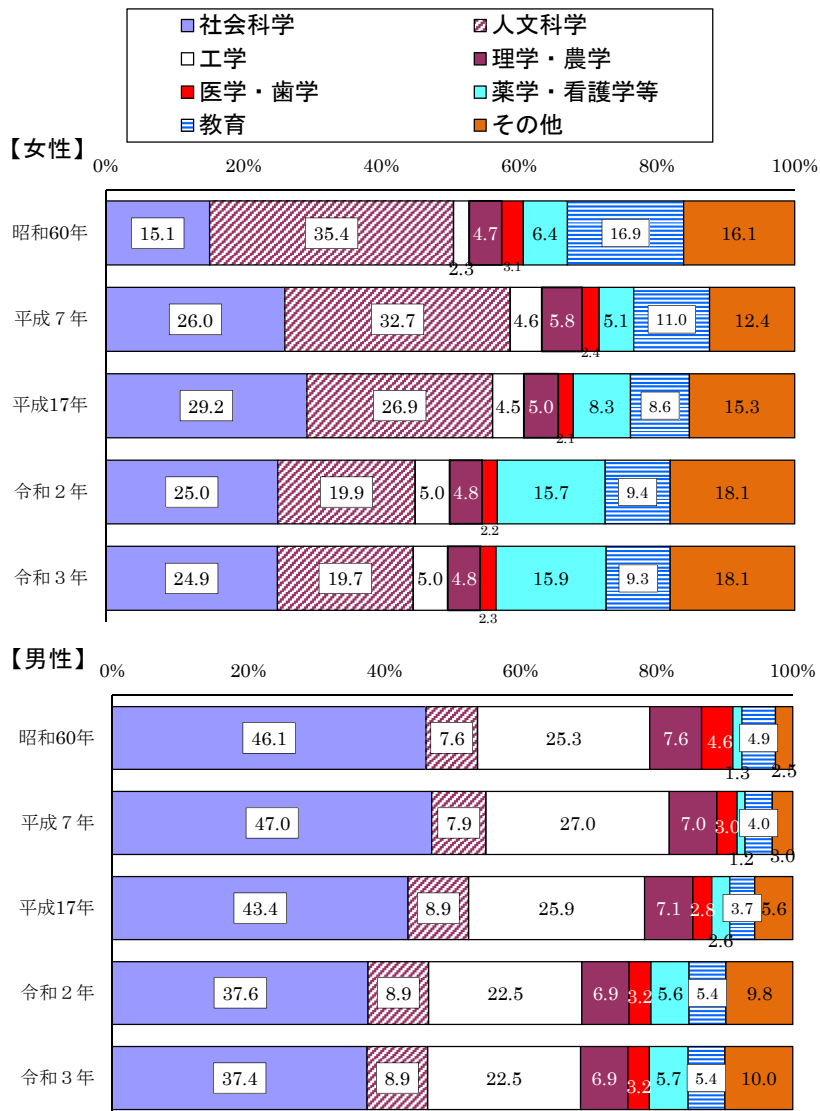
(注) 学校数は県立高校 (定時制・通信制・分校を含む)。
資料 : 広島県教育委員会調べ (令和 3 (2021) 年度)

40. 男女別大学・短期大学進学率の推移 (全国・県)



(注) 昭和 60 年以前の数値は通信過程を卒業した者を含まない。
資料 : 文部科学省「学校基本調査」(令和 3 (2021) 年度)

41.【参考】専攻分野別学生割合（大学（学部））の推移（全国）



(注) その他は「家政」「芸術」「商船」「その他」の合計
国立・公立・私立の全てを含む。

資料：文部科学省「学校基本調査」（令和3（2021）年度）

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援

<性被害やDV、様々なハラスメントなどあらゆる暴力の防止と被害者支援>

性被害ワンストップセンター ひろしまの認知度は7.4%

性被害ワンストップセンターひろしまを知っている人の割合は7.4%に留まっています。

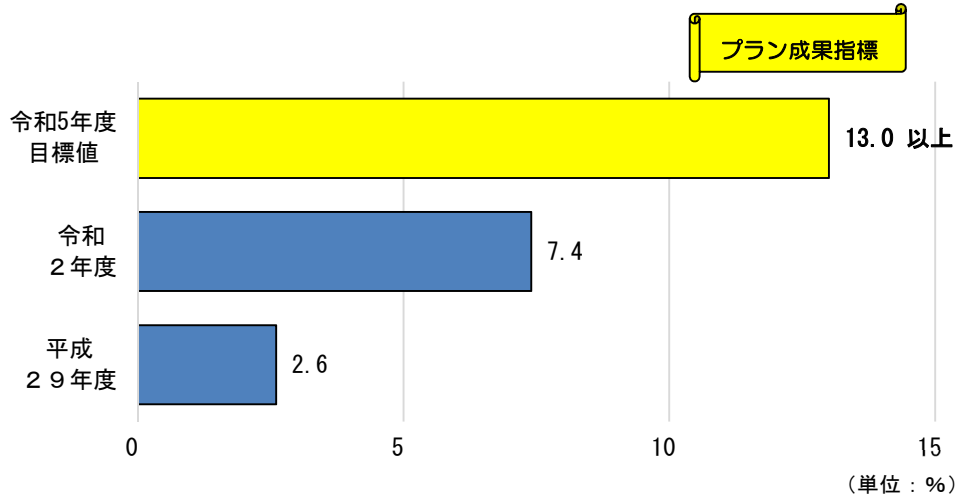
被害の潜在化を防ぐため、認知度向上に向け、これまでの広報に加え、若年層への周知強化や、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信、関係機関との連携による支援体制の充実が必要です。

高校生における精神的暴力の 認知率は58.9%

高校生におけるデートDVに関する精神的暴力の認知率は58.9%であり、特に精神的暴力については、暴力にあたらなと考える人が一定程度いることや、10代初めから被害経験のある子供がいることを踏まえ、若年層から暴力への認知を高めるための啓発が必要です。

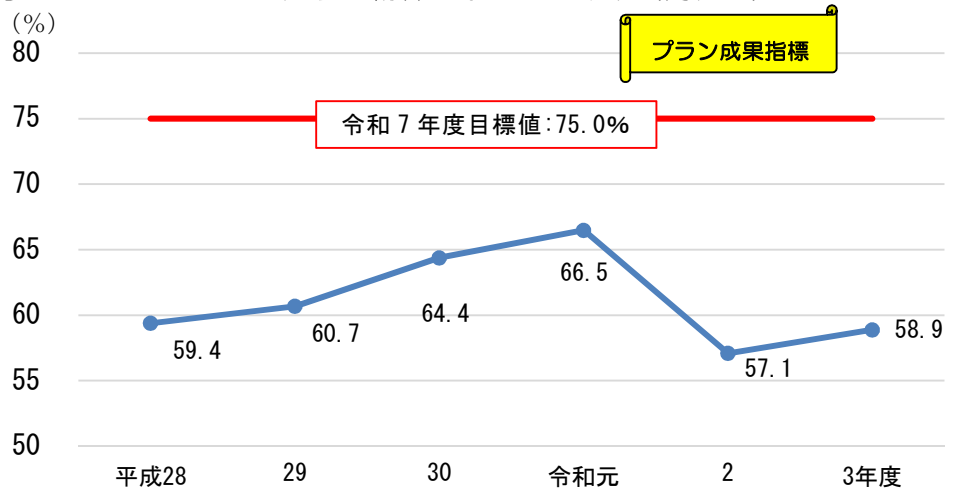
「性被害ワンストップセンターひろしま」における令和3(2021)年度の相談件数は550件で、昨年度の456件を大きく上回っています。そのうち、医療、法律、心理等の専門支援等への提供は、47件(延べ79回)となっています。

42. 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度



資料: 広島県「広島県政世論調査」(令和2(2020)年度)

43. デートDVに関する精神的暴力の認知率(高校生)



資料: 広島県「若年層におけるデートDVに関する意識調査(高等学校・特別支援学校・高等専門学校)」(令和3(2021)年度)

44. 性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況

[令和3(2021)年度]

新規相談件数 (対応回数)	相談内容		
	電話等相談件数 (電話等相談回数)	面接相談件数 (面接相談回数)	専門支援等 (専門支援等提供回数)
550件 (2,483回)	253件 (2,263件)	88件 (140回)	47件 (79回)

(注) 対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数(新規相談件数の総数(550件)と、対応回数の総数(2,483回)には、無言、性被害以外の問い合わせ297件を含む。

資料: 広島県環境県民局調べ

こども家庭センター等における女性に関する相談件数は減少

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における令和3（2021）年度の相談件数は6,706件で、前年度よりも1,062件（13.7%）減少しています。相談件数のうち暴力逃避に関する相談は2,974件で、44.3%を占めています。

また、一時保護は78件で、前年度より13件減少しました。そのうちDVに関するものは55件で70.5%を占めています。

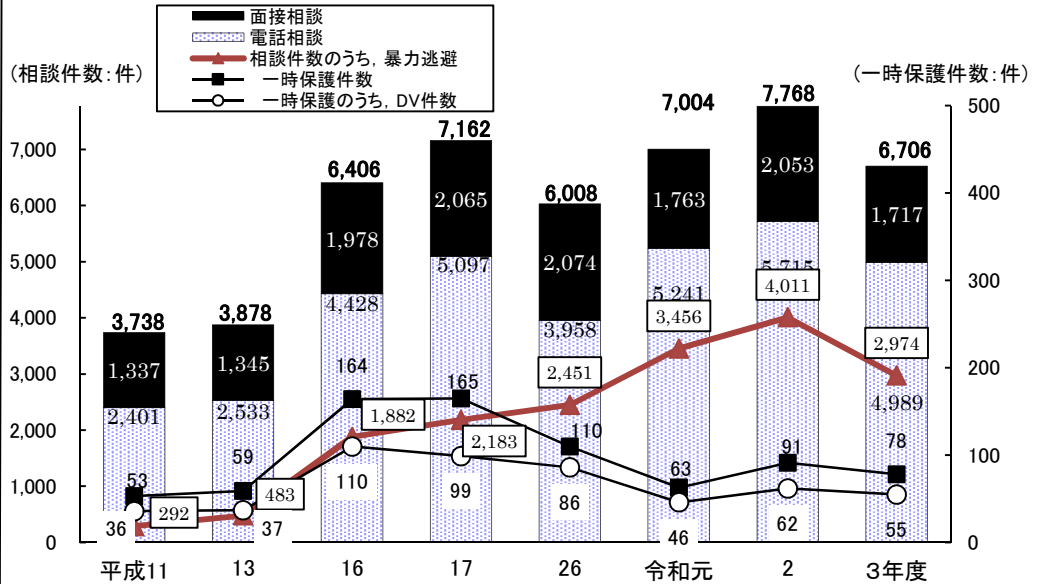
（公財）広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業に令和3（2021）年度に寄せられた相談は2,168件で、前年度よりも103件減少しています。

このうち、DVに関する電話相談は207件（電話相談の10.0%）、面接相談38件（面接相談の37.6%）となっています。

県警でのDV相談等件数は増加傾向

DV相談等件数は、令和3（2021）年は2,286件となっており、前年よりも171件増加しています。

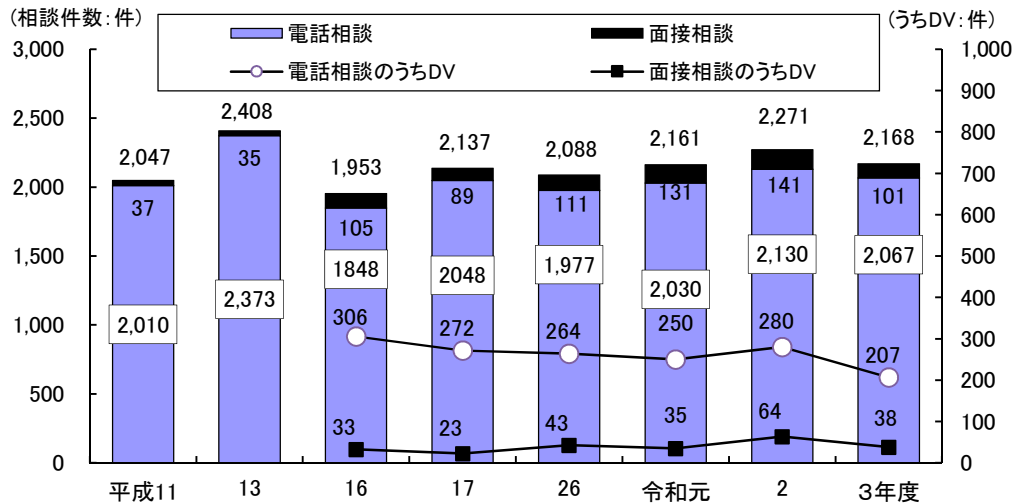
45. こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



（注）女性に関する相談：売春防止法による婦人相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。男性からのDV相談を含む。

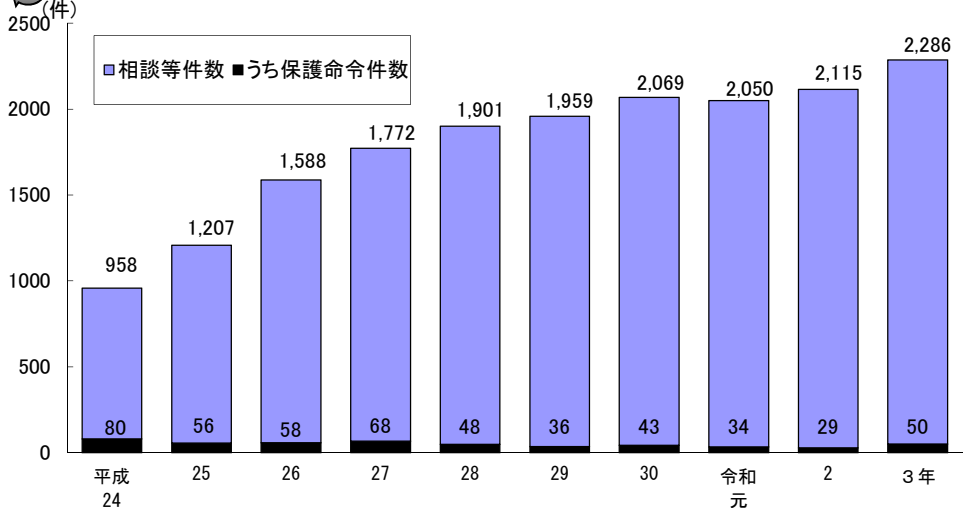
資料：広島県健康福祉局調べ

46. 「エソール広島」相談事業における件数の推移（DV）



資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

47. 県警におけるDV相談等件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

性犯罪の検挙率は
100%

令和3（2021）年の性犯罪認知件数は120件、検挙件数は120件で、検挙率は100%となっており、前年（92.2%）から7.8ポイント上昇しています。

ストーカー相談等件数は
726件と増加

ストーカー相談等の件数は、平成30年から減少傾向が続いていましたが、令和3（2021）年は726件と、前年より58件増加しました。

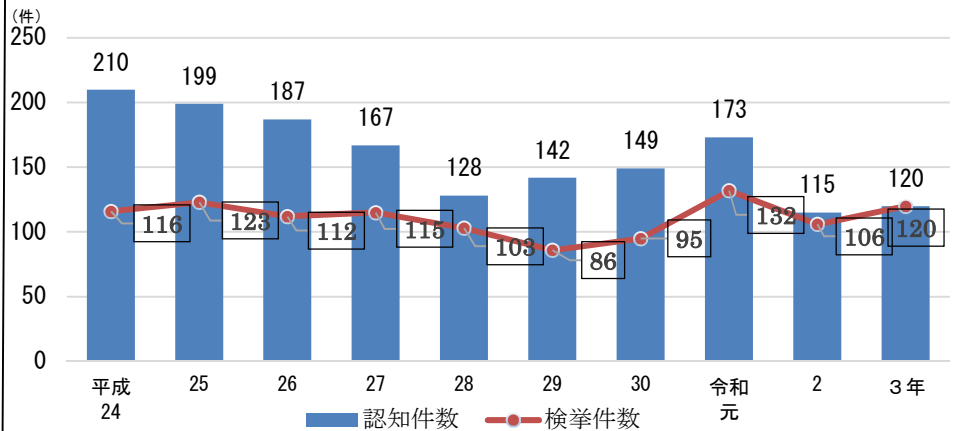
【ストーカー規制法】

ストーカー行為を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穩に資することを目的に、平成12（2000）年に成立しました。

セクハラ相談件数は
204件

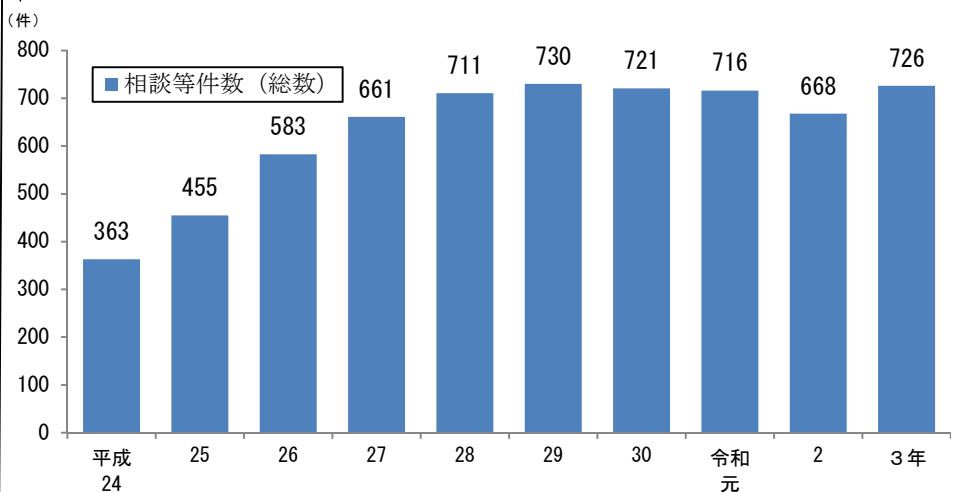
広島労働局雇用環境・均等室の相談窓口寄せられた相談件数は、令和3（2021）年度で204件となっており、前年度より38件増加しました。

48. 県警における性犯罪認知・検挙件数



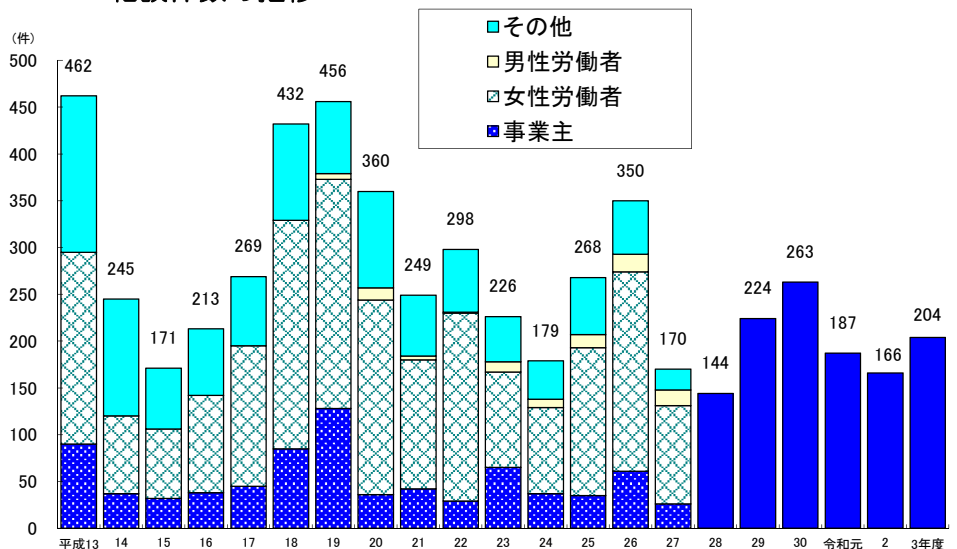
資料：広島県警察本部調べ

49. 県警におけるストーカー相談等件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

50. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移

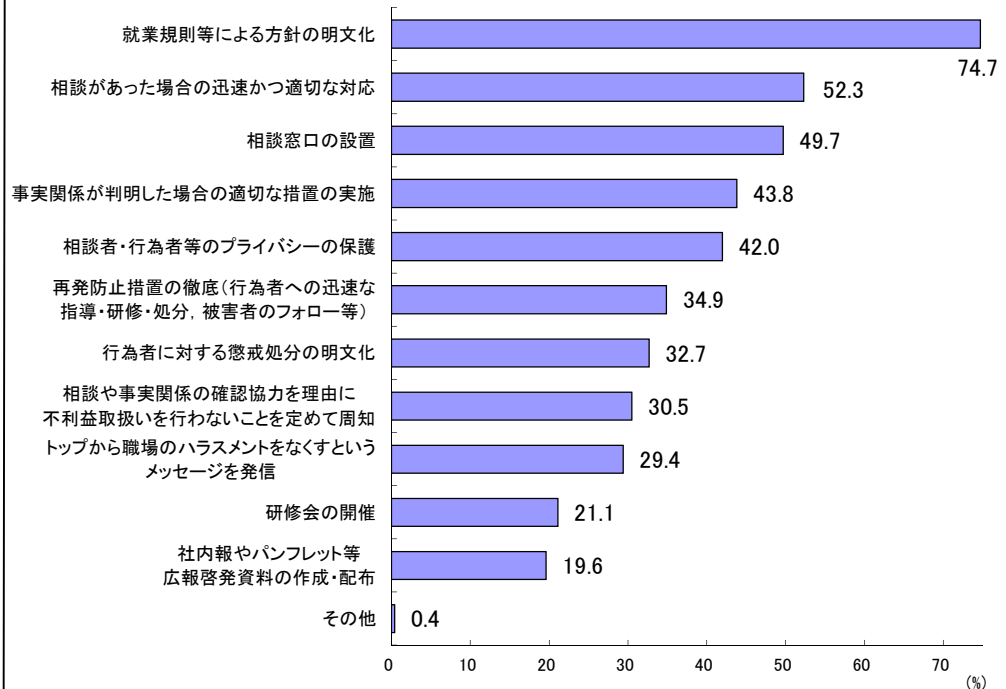


資料：広島労働局雇用環境・均等室調べ

※平成28年度分からは、内訳に関する集計はしていない。

51. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の内容 【事業主調査】

(「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主)複数回答

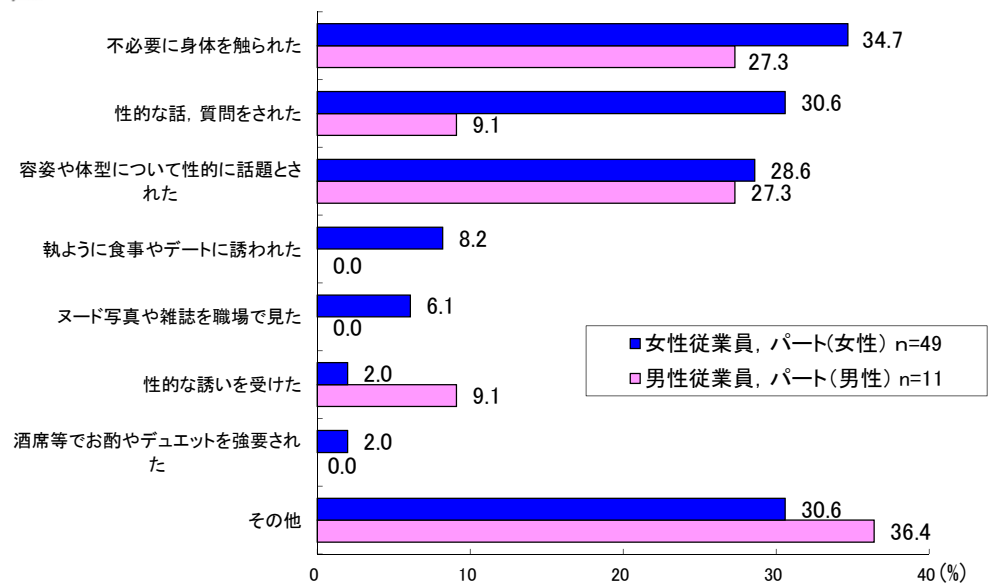


資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)

防止対策の内容としては、「就業規則等による方針の明文化」が74.7%と最も多く、次いで「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」(52.3%)、「相談窓口の設置」(49.7%)、等となっています。

なお、令和元(2019)年6月に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法が改正され、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

52. セクシュアル・ハラスメントの内容



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート従業員各2,500人)

被害の内容としては、女性従業員では、「不必要に身体を触られた」が最も多く、男性従業員では、「不必要に身体を触られた」、「容姿や体型について性的に話題とされた」が最も多くなっています。

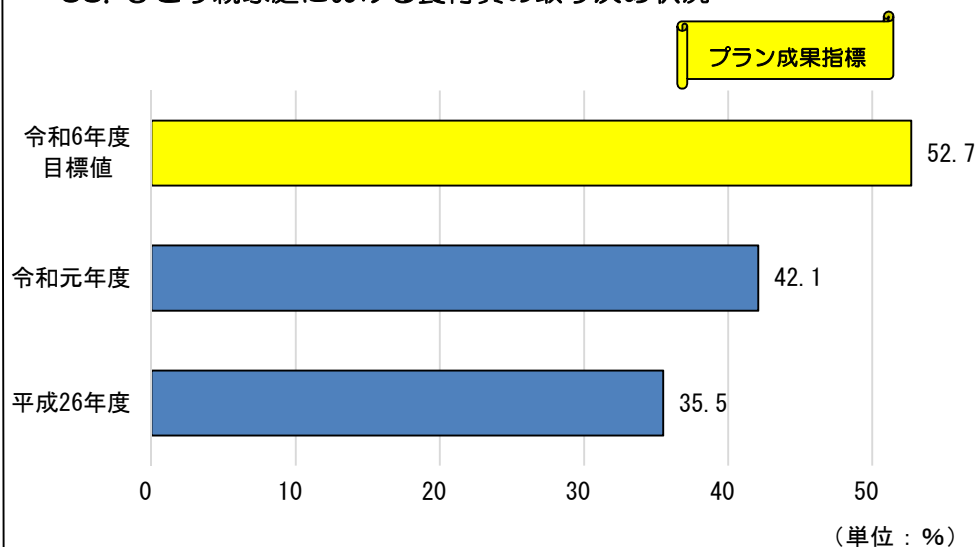
男性従業員は、前回調査(平成29(2017)年度)に比べ、被害内容の回答項目が増加しており、男性のセクシュアル・ハラスメント被害も多いという実態がうかがえます。

<生活上の困難を有する人に対する支援>

養育費の取り決めをしている
割合は **42.1%**

ひとり親家庭における養育費の取り決めをしている割合は、令和元（2019）年度42.1%と、平成26（2014）年度から6.6ポイント上昇していますが、依然として、養育費を適正に受け取れていない家庭が多くあり、家庭の経済的基盤の安定に向け、個々の実情に応じた支援に取り組む必要があります。

53. ひとり親家庭における養育費の取り決め状況



資料：広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」(令和元(2019)年度)

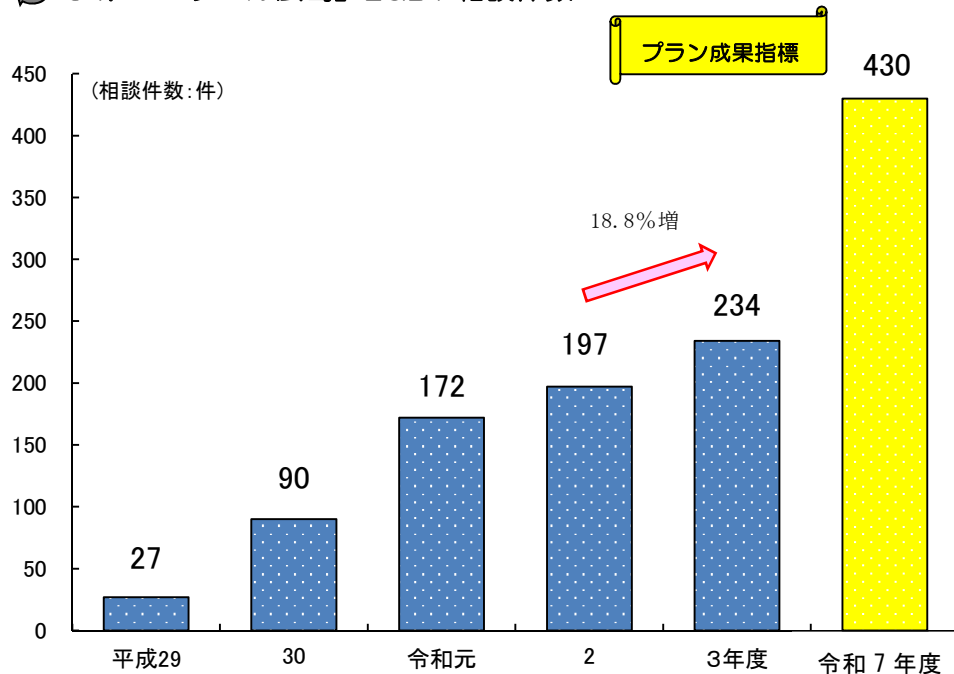
2 性の多様性についての県民理解の促進と 性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり

LGBT 相談件数は前年比
18.8%増

LGBT相談件数は、相談窓口開設以降増加傾向であり、令和3（2021）年度は234件と、前年度から37件、率にして18.8%増加しています。

引き続き、相談窓口の周知等を行い、認知度の向上を図る必要があります。

54. 「エソール広島」LGBT相談件数



※広島県女性総合センター（以下「エソール広島」という。）の相談窓口は、平成29年10月に開設（月1回）。平成30年6月から相談日を毎週1回に増やした。

資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

領域Ⅳ 推進体制の整備等

1 市町や様々な団体等との連携強化

エソール広島は
17 団体と協働・連携し、
35 回の事業を実施

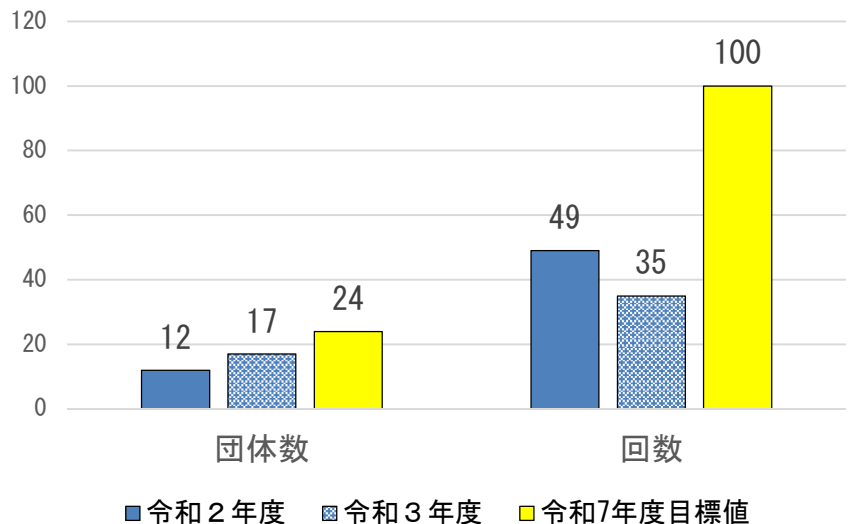
エソール広島が、性別や年齢等に関わりなく多様な分野で活躍している個人や団体の交流の場として活用されるため、協働・連携に向けた取組を行っています。

令和3(2021)年度は17団体と協働・連携して、35回事業を実施しました。

新型コロナウイルス感染拡大のため、新規利用申込みを停止するなどの対策を実施したため、取組回数は伸び悩んでいますが、連携団体は増加しています。

55. エソール広島において、個人と団体や団体同士が協働・連携して実施した取組数

プラン成果指標



※関係機関と連携し、共催で事業実施したものを含む
※令和2年度の団体数と回数は、令和元年度の実績

資料：(公財)広島県男女共同参画財団調べ

2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

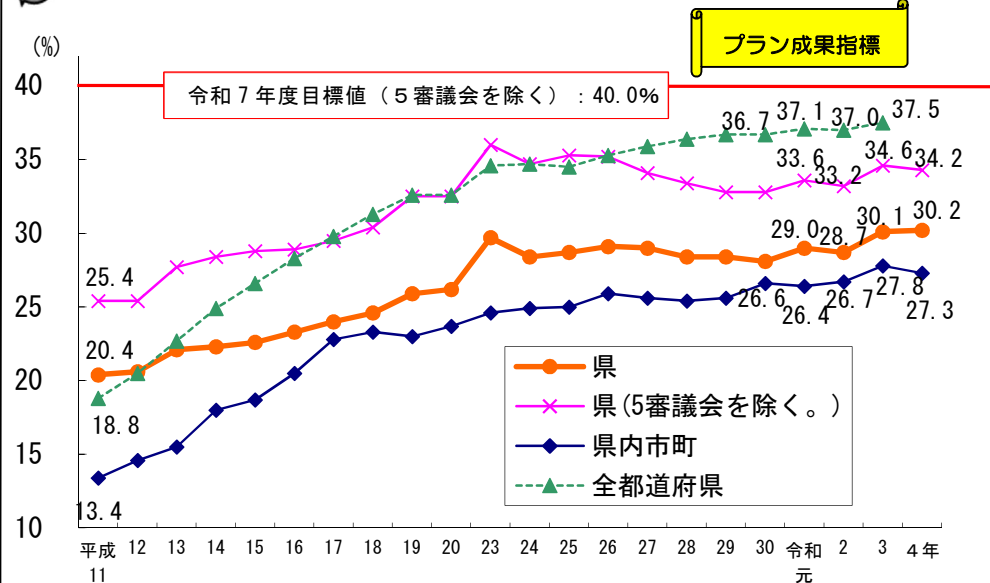
審議会等委員のうち女性の
占める割合は**34.2%**

県の審議会等（5審議会を除く）における女性委員の割合は、令和4（2022）年6月1日現在で34.2%と、前年度から0.4ポイント減少していますが、ほぼ横ばい傾向にあり、全国的に見ても低い水準にあります。要因としては、専門分野によって女性人材が少数であることや、各審議会に関係する分野の各種団体においても、女性の役職者が少数であることなどが考えられます。

女性が参画している
行政委員会は**55.6%**
審議会等は**98.0%**

県の行政委員会において、令和4（2022）年6月1日現在、女性が参画している委員会は全体の55.6%と、前年度から変更はありません。審議会等においては、98.0%の審議会に女性が参画していますが、女性委員が0人の審議会が依然として残っています。

56. 審議会等における女性委員の割合の推移（全国・県・市町）



（注）県は6月1日現在

市町は4月1日現在（ただし、平成14(2002)年・平成15(2003)年は3月31日現在）

県の委員数は、専門委員、特別委員、臨時委員を含む

令和4(2022)年の全国の数値は、内閣府から令和4(2022)年度内に公表される見込みである。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事課、広島県わたらしい生き方応援課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

57. 県の行政委員会・審議会等委員の状況

[令和4(2022)年6月1日現在]

区分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数(人)	女性委員	
		会数	割合(%)		人数(人)	割合(%)
行政委員会 (地方自治法 第180条の5関係)	9 (9)	5 (5)	55.6 (55.6)	74 (75)	11 (12)	14.9 (16.0)
審議会等	102 (102)	100 (101)	98.0 (99.0)	1,482 (1,455)	447 (438)	30.2 (30.1)
5審議会 ※を除く。	97 (97)	95 (96)	97.9 (99.0)	1,227 (1,226)	420 (424)	34.2 (34.6)

（注）括弧内は前年同期

委員数は、専門委員、特別委員、臨時委員を含む

※5審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会

広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、

広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会

資料：広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

県の防災会議に占める
女性委員は**23.3%**で
大幅に増加

県防災会議に占める女性委員の割合は、長年5.1%以上に増加せず、全国的にも低い順位で推移してきましたが、令和4(2022)年度は23.3%と18.2ポイント増加しました。

これは令和3(2021)年度の条例改正により委員定数が増員され、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高める取り組みを行った結果です。

また、市町の防災会議の委員に占める女性の割合も、前年度より増加し、令和4(2022)年4月1日現在で8.6%となっています。

自治会長に占める女性の
割合は**7.9%**

自治会長に占める女性の割合は、令和4(2022)年度は7.9%と、年々上昇傾向となっています。

58. 県・市町の防災会議の委員の状況

[令和4(2022)年度]

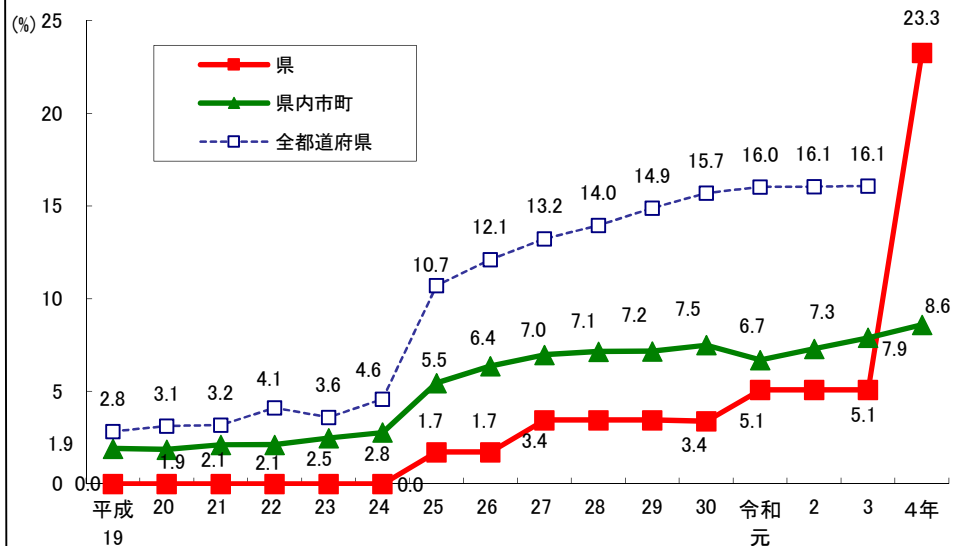
区分	委員総数(人)	女性委員	
		人数(人)	割合(%)
県防災会議	73(59)	17(3)	23.3(5.1)
市町防災会議	789(827)	68(65)	8.6(7.9)
市	576(575)	51(48)	8.9(8.3)
町	213(252)	17(17)	8.0(6.7)

(注1) 括弧内は前年同期

(注2) 県は6月1日現在。市町は4月1日現在。

資料：広島県わたらしい生き方応援課調べ

59. 地方防災会議における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)

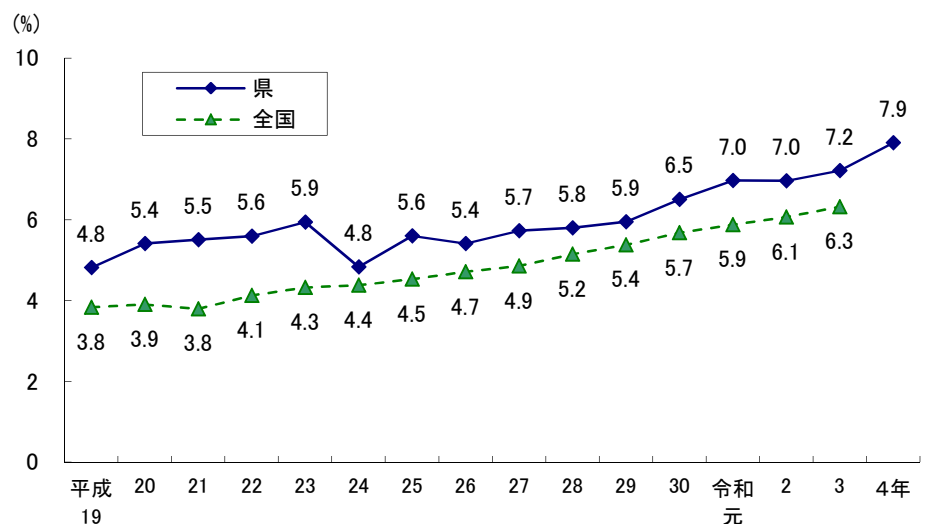


(注) 県は6月1日現在 市町は4月1日現在

令和4(2022)年の全国の数値は、内閣府から令和4(2022)年度内に公表される見込みである。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県わたらしい生き方応援課調べ

60. 自治会長に占める女性の割合の推移(全国・県)



(注) 各年4月1日現在

広島市、三次市(平成20(2008)年のみ)、庄原市(平成21(2009)年～平成25(2013)年)、大崎上島町(平成21(2009)年のみ)、東広島市(平成24(2012)年～平成25(2013)年)を除く。

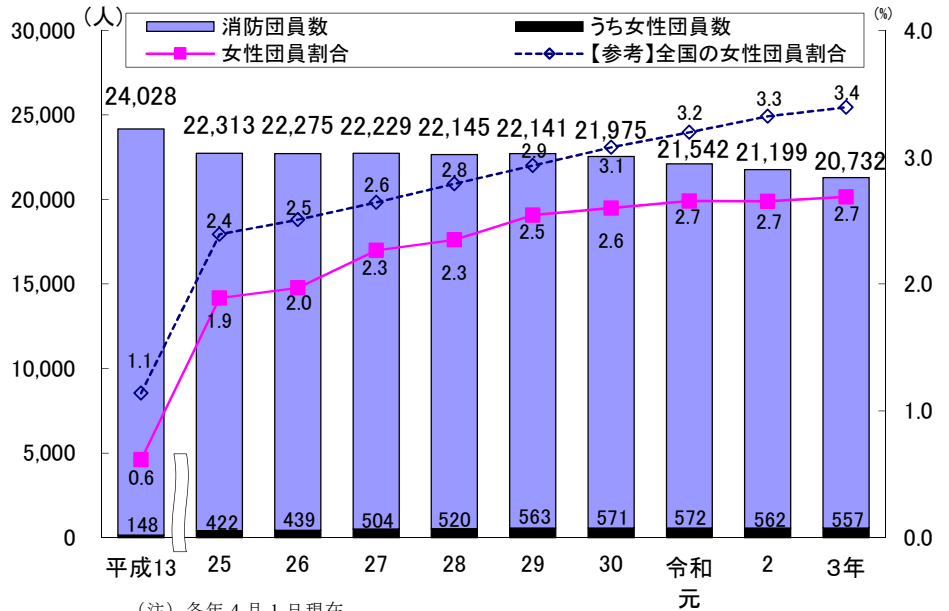
令和4(2022)年の全都道府県の数値は、内閣府から令和4(2022)年度内に公表される見込みである。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県わたらしい生き方応援課調べ

**消防団員に占める女性の割合は
2.7%で横ばい**

令和3年の市町の女性消防団員数は平成13年と比べて約3.8倍となっていますが、近年は消防団員総数が減少傾向にあり、女性の割合も横ばいとなっています。

61. 市町における消防団員の状況（全国・県）



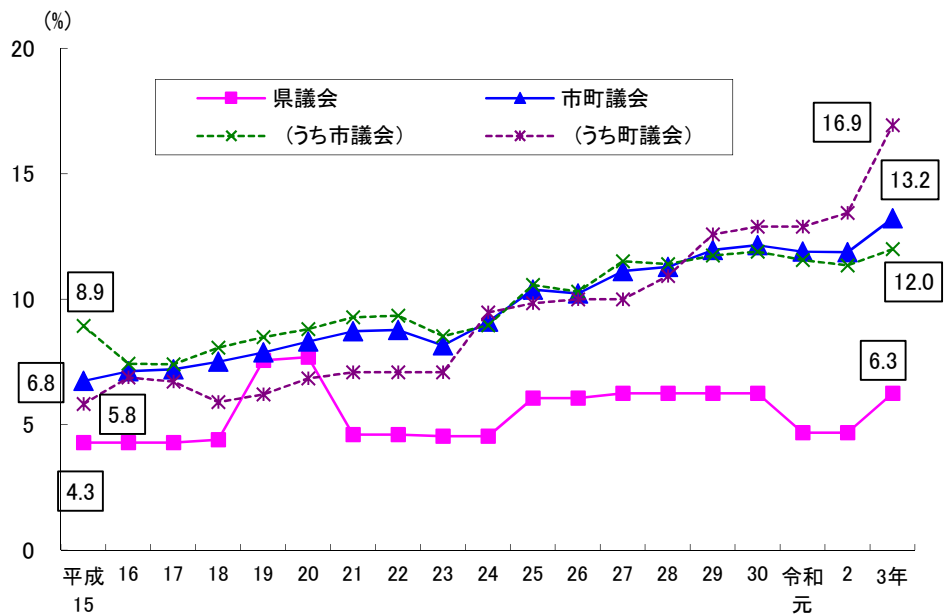
(注) 各年4月1日現在
資料：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

**議員に占める女性の割合は
県議会、市町議会ともに
増加**

令和3(2021)年12月31日現在の議員に占める女性の割合は、県議会では6.3%と、昨年より大きく増加しましたが、全国平均(令和3(2021)年8月1日現在)の11.6%と比べると非常に低い状況にあります。

市町議会では、13.2%となっており、市町別に見ると、市議会は12.0%、町議会は16.9%となっており、昨年より増加しました。

62. 県・市町の議員の女性議員の割合の推移



(注) 各年12月31日現在
資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
総人口		2,788,687 人	125,927,902 人	12	令和4 (2022)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	1,434,585 人	64,507,276 人	12		
	男 性	1,354,102 人	61,420,626 人	12		
65 歳以上人口		825,202 人	35,929,389 人	12		
	女 性	468,687 人	20,290,458 人	12		
	男 性	356,515 人	15,638,931 人	12		
15 歳未満人口		350,622 人	15,035,727 人	11		
	女 性	171,124 人	7,328,024 人	11		
	男 性	179,498 人	7,707,703 人	11		
世帯数	1,328,418 世帯	59,761,065 世帯	11			
1 世帯当たり人員	2.10 人	2.11 人	33			
3 世代同居率	3.3%	4.2%	38	令和2 (2020)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
平均寿命		—	—	—	平成27 (2015)年	厚生労働省 「都道府県別生命 表」
	女 性	87.33 歳	87.01 歳	10		
	男 性	81.08 歳	80.77 歳	9		
	男女差	6.25 歳	6.23 歳	28		
平均初婚年齢		—	—	—	令和3 (2021)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
	女 性	28.9 歳	29.5 歳	37		
	男 性	30.1 歳	31.0 歳	42		
婚姻率 (人口千対)	4.1	4.1	8			
離婚率 (人口千対)	1.47	1.50	21			

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
出生率 (人口千対)	6.8	6.6	14	令和3 (2021)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.42	1.30	21			
死亡率 (人口千対)	11.6	11.7	35			
就業率	55.1%	53.2%	22	令和2 (2020)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
	女 性	47.8%	46.5%			23
	男 性	63.1%	60.5%			19
共働き率	52.6%	51.2%	32			
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)	139.3 時間	135.1 時間	26	令和2 (2020)年	厚生労働省 「毎月勤労統 計調査年報」	
	女 性	119.3 時間	117.4 時間			32
	男 性	157.0 時間	150.8 時間			13
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)	314.3 千円	318.4 千円	6	令和2 (2020)年	厚生労働省 「毎月勤労統 計調査年報」	
	女 性	213.0 千円	219.0 千円			16
	男 性	403.6 千円	405.9 千円			5
平均勤続年数	12.4 年	12.3 年	25	令和3年 (2021)年	厚生労働省 「賃金構造基 本統計調査結 果」	
	女 性	9.9 年	9.7 年			28
	男 性	13.8 年	13.7 年			20
高等学校等進学率	98.9%	98.8%	27	令和3年 (2021)年	文部科学省 「学校基本調査」	
	女 性	99.2%	99.0%			19
	男 性	98.7%	98.8%			29
大学等進学率(注3)	61.8%	57.4%	6	令和3年 (2021)年	文部科学省 「学校基本調査」	
	女 性	64.6%	59.6%			5
	男 性	59.1%	55.2%			8

(注1) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

(注2) 平成24(2012)年7月9日から住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれる。

(注3) 大学等とは、大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校(専攻科)、特別支援学校高等部(専攻科)をいう。
全日制・定時制高校の卒業生に限定した進学率である。

第 2 部

令和 3（2021）年度に
県が実施した男女共同参画施策の実施状況と
令和 4（2022）年度施策の内容

令和3年度男女共同参画関係施策の実施状況と令和4年度施策の内容（「わたらしい生き方応援プランひろしま」の進行管理表）

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標 ()はわたらしい生き方プラン成果指標以外の参考指標				成果指標の実績値 (R3末)	プランの取組に向けた、成果指標又はR3事業の達成度	R3年度の実施事業（取組）の詳細	左記の成果指標又はR3事業の達成度の理由、要因等	R4年度の実施事業名及び事業概要 (または取組内容)	R3当初予算額 (千円)	担当課	
				指標名	R2調査時点の現況値	R3目標値	R7目標値								
1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり	★	〈暮らしと両立できる職場環境の整備〉	①時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の普及のためのテレワーク等の活用事例の紹介や相談会等の実施による、その有効性の理解と導入促進	デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業の割合	28.3% (R2)	35.0% (R3)	50.0% (R7)	R4年10月頃に判明	—	○働き方改革推進事業 ・働きがい向上の取組のデータ・事例の見える化 広島県働き方改革実践企業（認定企業）を対象とした実態調査、民間コンサルタントの伴走型支援による働きがい向上のモデル事例の創出（事例創出・情報発信件数：3社）、働きがいのある組織づくりをテーマとした経営者交流イベントの開催（参加企業数：30社） ・経営者層への動機付けと自発・自律的な取組のための仕掛けづくり 県内企業を対象とした企業経営者勉強会（参加者数：延べ609人）、「働き方改革・女性活躍シンポジウム」（参加者数：310人）の開催、民間専門機関と連携した「働きがいのある会社」調査費用の補助による優秀企業の見える化、情報発信（調査参加企業数：30社）、「イクボス同盟ひろしま」の枠組みを活用した働き方の見直しを促す活動の推進（メンバー数：186人） ・新しい生活様式を踏まえたテレワーク等の促進 県内企業を対象としたテレワークの促進に向けたセミナー・相談会の開催（参加者数：延べ562人）、専門家の伴走型支援によるテレワーク導入のモデル事例の創出（事例創出件数：5社）	・県の指定する民間専門機関が実施する「働きがいのある会社」調査への参加企業数は目標の30社を達成し、その中から広島県版「働きがいのある会社」の認定企業として7社（うち、優秀企業が5社）が選出されるなど、県内企業の働きがい向上の取組の裾野拡大に向けて成果が現れ始めている。 ・働きやすい環境づくりに取り組む企業が広がる中、働きがい向上に取り組む、生産性向上などの経営メリットにつなげている企業は約3割（令和2年度）にとどまっていることから、働きがい向上の取組の有効性の理解と実践を更に促進する必要がある。 ・コロナ禍を機に関心の高まったテレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟な働き方は、仕事の自律性が高まることやワーク・ライフ・バランスの改善などを通じて、働きがい向上にもつながるものであるが、テレワーク等を実施している企業は約3割（令和2年度）にとどまっていることから、その有効性の理解と導入を更に促進する必要がある。	○働き方改革推進事業 ・経営メリットにつながる働きがい向上の取組についてのデータや事例の収集・検証・見える化をするため、県内企業を対象とした優良事例等の把握、課題分析のための調査や、コンサルタントの伴走型支援による取組事例の創出に継続して取り組む。 ・経営メリットにつながる働きがい向上の取組を促進するため、見える化した事例・データを活用して、企業経営者等を対象とするセミナーを開催するなど、経営者層の動機付けに継続して取り組む。あわせて、民間専門機関と連携した広島県版「働きがいのある会社」優秀企業の創出など、県内企業の自発的・自律的な取組を促す仕組みづくりを拡大していくとともに、経済団体、労働団体、行政機関等で構成する「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」や「イクボス同盟ひろしま」等と連携した多方面からの経営者層への働きかけを行う。 ・仕事の自律性が高まることやワーク・ライフ・バランスの改善など、働きがい向上にもつながるテレワーク等の有効性の理解と導入を促進するため、企業経営者等を対象としたセミナーの開催、モデル事例の創出、情報発信に引き続き取り組むとともに、コロナ禍での関心の高まりを契機に専門家派遣による個社支援を新たに実施することで、テレワークの導入・定着を加速させる。 ・ポストコロナを見据え、県内企業の生産性向上等につながる雇用管理やリスキリングを後押しする労働環境等について調査・整理し、効果的な支援策を検討する。	86,376	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課	
			②企業等に対する両立支援制度やその利用のための職場環境整備の促進、男性の育児休業制度についての周知・意識醸成による取得しやすい職場環境整備の促進と、市町等との連携による理解促進	男性育児取得率	13.0% (R1)	14.0% (R3)	30.0% (R7)	R4年10月頃に判明	—	○女性の活躍促進事業 (男性の育児休業取得促進) ・男性育児休業普及啓発チラシの作成・配布（25,000部）を実施。 ・企業向け普及啓発イベント（1回）の実施。 ・女性活躍推進に係る連携協定締結企業と連携した男性育児取得促進啓発動画（2社）の作成。 ・男性従業員が育児休業を取得した中小企業に対する奨励金の支給（13社）を実施。	・平成22年度から実施している広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度やいきいきハバの育児奨励金といった取組を通じて経営者及び従業員の男性育休や育児参画に対する認識が進んだ結果、県内企業の男性育児休業取得率の実績（令和2年度）は、目標値を上回る18.2%を達成した。一方で女性の育児休業取得率に比べると、極めて低い水準にとどまっていることから、引き続き経営者及び従業員の男性育休や育児参画に対する意識醸成に取り組んでいく必要がある。	○女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業（男性の育児休業取得促進） ・県内企業に対し、セミナー等により男性の育児参画や育休取得についての理解促進を図るとともに、男性育休取得促進の取組の優良事例を収集・発信することで、育休を取得しやすい職場環境づくりへの意識醸成を行う。	5,407	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課	
			③企業等に対する、妊娠・出産期の女性に対する法律や制度等の周知、不妊治療への理解促進と仕事の両立に向けた広報	—	—	—	—	—	◎：達成	◎：達成	○企業への情報発信の実施【商工】 ○不妊検査費等助成事業【健康】 ・夫婦で共に不妊検査を受けた場合の、不妊検査・一般不妊治療費に係る経費助成 ・不妊治療と仕事の両立の実状と、企業が出来る取組を記載したリーフレットを活用した県内企業への働きかけ ・民間企業との共催による県内企業向け両立支援セミナーを開催。（Web開催、25社が参加） ・民間企業が運営するアプリとのコラボによる、広島県民向けの不妊に関する相談先や妊活関連情報の周知。	【健康】民間企業との共催によるセミナーでは、県内の中小企業の管理職や人事担当者にご参加いただき、不妊治療の現状や不妊治療と仕事の両立ができる職場環境の整備について、理解を促進することができた。（セミナー後アンケート：不妊治療と仕事の両立についての関心を持つきっかけとなった⇒93.5%）	○企業への情報発信の実施【商工】 ○不妊検査費等助成事業【健康】 ・夫婦で共に不妊検査を受けた場合の、不妊検査・一般不妊治療費に係る経費助成を継続して実施する。 ・リーフレットを活用した県内企業への働きかけを継続して実施する。 ・R4新設の妊活応援サイト内で、不妊治療当事者を取り巻く関係者へ向けた、不妊治療への理解促進と仕事との両立支援に関するコンテンツの追加し、Web広告等を活用し周知する。	53,825 (健康福祉局分)	健康福祉局 子供未来応援課 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
I 仕事と暮らしの充実	★	〈仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実〉	④計画的な保育所及び放課後児童クラブの整備と、保育士、放課後児童支援員の確保・資質向上による、ニーズに応じた質の高い保育等の提供体制の確保	保育所待機児童数	39人 (R2)	0人 (R3)	0人 (R7)	8人	△：やや遅れ	○保育所等・認定こども園及び放課後児童クラブについて施設整備(創設・増改築等)によりを行った。(保育所等3施設・認定こども園8施設、定員281人増)(放課後児童クラブ6施設整備、定員約900人増) ○保育士を対象にキャリアアップ研修を実施した。(修了者2,281人) ○放課後児童員研修を実施した。(認定資格研修567名、資質向上研修43名) ○保育士人材バンクにおいて、求職者と求人施設の就業マッチングを行い、保育士の確保に取り組んだ。(115人登録、うち112人が就業) ○魅力ある保育所づくり推進事業において、保育士の入職率、離職率の改善を図るため、勤務労働条件や職場の雰囲気などの見える化などを行った。	○令和4年4月1日時点において、前年度よりも待機児童数が減少したが、未だ一部の市において1・2歳児の待機児童が発生している。 ○放課後児童クラブにおいては、施設整備などにより定員数を回ったものの一部の市町においては、未だ待機児童が発生している。 ○キャリアアップ研修等については新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の中止や受講人数の制限などにより可能な範囲で対応した。 ○保育士確保に関して、人材バンクによる求人・求職のマッチング率は高かったが、就業実績が前年度を下回った。	○小規模保育等整備事業 ○認定こども園整備補助事業 ○放課後児童クラブ室等整備事業 ○保育士キャリアアップ研修事業 ○放課後児童支援員等研修事業 ○保育士人材バンク ○保育士離職時届出制度 ○魅力ある保育所づくり推進事業	1,043,036	健康福祉局 安心保育推進課	
			⑤療育を必要とする子供の親が、仕事と家庭を両立するための重要なサービスである放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所確保によるサービスの供給	①放課後等デイサービス、②児童発達支援の利用人数	①7,826人/月(R1) ②3,362人/月(R1)	①9,703人/月 ②3,794人/月	時期障害福祉計画(R5)で設定	①10,141人/月(R3) ②4,397人/月(R3)	◎：達成	◎：達成	○新規事業所指定による増加数 48事業所 (R3.4 497事業所⇒R4.4 545事業所) (うち、政令市及び中核市を除く県所管 150事業所⇒165事業所) ○県による施設整備費補助実績 1事業所	○障害児を育てる世帯から要望があり、新規事業所指定の相談が増えている。	○引き続き、新規事業所指定の相談があれば市町の意見を確認しながら指定を行う ○県による施設整備費補助予定 1事業所	3,876,674	健康福祉局 障害者支援課
			⑥地域の実情に応じた介護サービス基盤の確保及び地域包括支援センター等の相談体制の強化による、地域包括ケアシステムの質の向上	(高齢者、障害者、子育て分野の専門職間のネットワークの構築に着手した圏域数)	74圏域 (R2)	—	125圏域	125圏域	◎：達成	◎：達成	・住民運営適いの場立ち上げ支援アドバイザー派遣4市6回 ・地域ケア個別会議立ち上げ、継続支援アドバイザー派遣12市町22回、生活支援体制整備アドバイザー派遣3市町5回 ・その他人材育成の実施	・地域共生社会を見据えた125圏域の地域包括ケアシステムの質の向上に引き続き取り組む必要がある。	○広島県地域包括ケアシステム強化推進事業 ・広島県地域包括ケア推進センターの運営 ・市町へアドバイザー派遣、人材育成研修の実施	104,087	健康福祉局 地域共生社会推進課

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標 ()はわたくしプラン成果指標以外の参考指標				成果指標の 実績値 (R3末)	プランの取組 に向けた、R3 事業の達成度	R3年度の実施事業(取組)の詳細	左記の成果指標又はR3事業の達成度の 理由、要因等	R4年度の実施事業名及び事業概要 (または取組内容)	R3当初予算額 (千円)	担当課				
				指標名	R2調査時 点の 現況値	R3目標値	R7目標値											
2	女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり	女性のキャリア形成支援と人材育成	①女性活躍を経営戦略として推進するための企業の経営者等への働きかけの強化や、女性活躍推進法に基づく計画の策定支援、取組のノウハウの提供や成功事例の発信などによる、女性従業員の採用拡大、人材育成、管理職等への登用に向けた取組の計画的かつ効果的な推進の支援	事業所における指導的立場の女性の割合	19.1% (R2)	21.0% (R3)	25.0% (R7)	20.5%	△：やや遅れ	○女性の活動促進事業 (就業継続支援・管理職登用促進) ・女性管理職登用者セミナー(就業継続編)を開催。 ・先進的で活用度の高い女性活躍取組事例の収集・発信を実施。 ・女性活躍推進のモデル企業の候補となるトライアル企業(10社)を選定し、広島県女性活躍推進アドバイザーを活用して支援を実施。 ・女性の就業継続・管理職登用取組支援につながる講座(各10回)を上記トライアル企業内で実施。(出前講座) ・女性従業員の意識改革を図る研修を開催。(4回) ・働く女性が企業の枠を超えて交流するネットワーク交流会を開催。	・県内事業所における指導的立場に占める女性の割合は20.5%で、目標値を若干下回る状況であった。これは、セミナー等の参加者数が目標を上回るなど、県内企業において女性活躍への関心の高まりは見られるものの、その多くが就業継続(仕事と家庭の両立支援等)の取組に留まり、管理職登用に向けた取組を計画的に進めている企業が少数であること、さらに、管理職としての人材育成には期間を要することや、女性従業員自身の管理職志向が低い傾向にあることが主な要因と考えられる。	○女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業(就業継続支援・管理職登用促進) ・女性管理職登用の取組を計画的に進める企業を増加させるため、広島県女性活躍推進アドバイザーによる伴走支援を令和4～5年度の2年間継続して実施することで、女性活躍推進モデル企業(10社)を創出し、その取組過程の見える化を行い、他企業への波及を行う。 ・あわせて、企業内の女性活躍の推進担当者(経営者等)に対し、取組のノウハウや知識を伝授し、自社で取り組んでもらう研修を開催する。 ・また、女性従業員自身の管理職志向を向上させるため、キャリアアップ研修等により意識向上を行うとともに、会社内のロールモデルの不在に対応し、会社や業種、役職の枠を超えて交流し、ネットワークを構築する場(交流会)を提供する。	42,323	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課				
			②女性従業員に対し、研修やネットワーク形成の機会提供などにより、働き続けることや、管理職等へのキャリアアップに挑戦する意欲向上															
		就業継続や再就職・創業等女性の多様な働き方	③暮らしと両立して働きやすい職場環境づくりの促進と、女性従業員に対する研修等による就業意欲の向上等、就業継続に向けた支援	女性就業率	72.3% (H27)	—	82.5% (R7)	—					—	○新型コロナウイルス対策離職者等就業支援事業 【子育て世代女性の就業支援】 「わくわくママサポートコーナー」における相談体制の拡充や就職活動時の託児料支援、合同企業説明会の開催を実施。	・「わくわくママサポートコーナー」を利用した再就職を希望する子育て世代女性の早期就職者は391人と事業目標(280人)を上回ったが、相談者数は目標(目標は920人、実績は694人)を下回っており、コロナ禍で就職活動を見合わせている女性が多くいると考えられる。	○離職者等就業支援事業 【子育て世代女性の就業支援】 ・新型コロナウイルスの影響を受け、再就職を希望する子育て世代の女性に対し、引き続き「わくわくママサポートコーナー(常設相談コーナー、WEB相談コーナー)」においてきめ細かなキャリアコンサルティングを実施し就職へ繋げるとともに、女性の就職等に関するイベント等を実施し、「わくわくママサポートコーナー」の認知度を向上を図る。	42,823	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
			④妊娠・出産・育児等のライフイベントや雇用環境の悪化などの社会情勢の変化により離職した女性等の再就職に向けた支援															
			⑤創業意欲を持つ女性が創業できるような相談、専門家派遣、創業セミナー開催など、継続的・総合的な支援	(県支援施策等を活用した女性創業融資件数)	292件 (R2)	—	—	253件	○：概ね達成	指標である女性創業融資件数は対前年▲39件の253件であった。また、令和3年度の女性創業実績件数は131件で、令和2年度の159件を下回った。主な要因は長期化するコロナによる先行きが見通せないことにより、女性創業だけでなく創業件数自体が減少したことが影響している。	○創業環境整備促進業務 ・引き続き「ひろしま創業サポートセンター」の女性の専門スタッフによる相談、先輩女性起業家を含めた様々な分野の専門家の派遣、創業セミナーの開催など、継続的・総合的な支援を実施するとともに、withコロナを念頭においた創業支援を検討していく。	102,304	商工労働局 イノベーション推進チーム					
3	個人生活の充実による多様な暮らしの実現		①仕事が忙しいために暮らしの充実をあきらめたり非現実的と考えている人が、個人生活を充実させられるよう、状況に応じた余暇時間の創出等のノウハウの情報発信	暮らしの充実に否定的な人の割合	31.5% (R2)	30.5%	26.2% (R7)	25.0%	◎：達成	○わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ①参加型講座 ・わたらしい生き方応援プランひろしまに基づき、性別にかかわらず、人生のステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を実現する人が増えることを目指して、エソール広島と連携し、大学生等の若い世代が課題解決策を探り、実践につなげられるよう、参加型講座(ワークショップ)を開催した。9月と10月に各1回開催(計40名参加) ②交流会 ・参加型講座において参加者から出された、性別に関する固定観念への意見等を基にテーマを設定し、そのテーマに合ったゲストスピーカーとの交流会を4回開催した。12月～3月に4回実施(計80名参加)	ターゲットとしていた若い方を中心に、学生から社会人までの幅広い参加者から様々な意見が出されたが、課題解決策の深堀りまでは至らなかった。また、効果的な発信ができなかったため、広く県民への啓発効果が得られなかった。	○わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・令和3年度に出された意見やアイデアを、ブラッシュアップしながら企画・実践を行う、少人数・複数回のゼミナール形式のワークショップを開催し、効果的に発信することで、参加者の性別に関する固定観念の意識変容から、社会へ効果が波及していくことを目指す。	7,869	環境県民局 わたらしい生き方応援課				
			②家庭生活や地域活動、学び等の活動への参加に消極的な人への、参加のメリットや意義の、数値や実例等に基づく紹介											環境県民局 わたらしい生き方応援課				
			③夫婦等のパートナー同士や、職域等の男女双方を対象とした研修等による、互いのキャリアやライフプラン、立場や考え方についての認識と配慮ができる意識の醸成											環境県民局 わたらしい生き方応援課				

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標 ()はわた生きプラン成果指標以外の参考指標				成果指標の 実績値 (R3末)	プランの取組 に向けた、成 果指標又はR3 事業の達成度	R3年度の実施事業(取組)の詳細	左記の成果指標又はR3事業の達成度の 理由、要因等	R4年度の実施事業名及び事業概要 (または取組内容)	R3当初予算額 (千円)	担当課
				指標名	R2調査時 点の 現況値	R3目標値	R7目標値							
II 男女双方の 意識改革	1 性差に係る 固定的な意識の 解消★		①固定的な意識の解消のための、研修等のターゲットやテーマの工夫、Webの活用などによる啓発効果の拡大	性別にかかわらず働き方暮らし方を選択できている人の割合	—	59.9% (R5現況値)	75.0% (R7)	58.0%	△：やや遅れ	○市町との共催事業（広島県男女共同参画研修会） ・県内各地域で男女共同参画推進の機運醸成を図ることを目的とし、年に1回市町と共催で開催している。令和3年度は、竹原市との共催で、「DVと児童虐待 ～ジェンダー視点から見た予防学～」というテーマでオンライン開催した。	・テーマをDVと児童虐待としたことで、一般県民以外にも、これに関わる専門家等の参加が得られ、啓発効果の広がりが見られた。今後もテーマやターゲットの選定を工夫する必要がある。 ・Zoomでのオンライン開催に加え、Youtubeでの録画配信を行ったことで、場所や時間を問わず広く聴講してもらうことができた。	○市町との共催事業（広島県男女共同参画研修会） ・共催先市町と協議の上、昨今の社会情勢や社会課題等を踏まえたテーマ設定や、オンライン開催及び動画配信等の活用により開催する。	591	環境県民局 わたらしい生き方応援課
			②男性もしくは女性の領域と考えられている分野で、性差による固定観念にとらわれず活動している人の事例の紹介と交流の場の設定と、その発信による固定的な意識の解消						△：やや遅れ	ターゲットとしていた若い方を中心に、学生から社会人までの幅広い参加者から様々な意見が出されたが、課題解決策の深堀りまでは至らなかった。また、効果的な発信ができなかったため、広く県民への啓発効果が得られなかった。	○わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ①参加型講座 ・わたらしい生き方応援プランひろしまに基づき、性別にかかわらず、人生のステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を実現する人が増えることを目指して、エソール広島と連携し、大学生等の若い世代が課題解決策を探り、実践につなげられるよう、参加型講座（ワークショップ）を開催した。9月と10月に各1回開催（計40名参加） ②交流会 ・参加型講座において参加者から出された、性別に関する固定観念への意見等を基にテーマを設定し、そのテーマに合ったゲストスピーカーとの交流会を4回開催した。12月～3月に4回実施（計80名参加）	○わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・令和3年度に出された意見やアイデアを、ブラッシュアップしながら企画・実践を行う、少人数・複数回のゼミナール形式のワークショップを開催し、効果的に発信することで、参加者の性別に関する固定観念の意識変容から、社会へ効果が波及していくことを目指す。	7,869	環境県民局 わたらしい生き方応援課
			③県の発信する広報において性別によって偏った表現にならないよう、男女共同参画の視点に配慮した広報についての周知と実効性の向上						○：概ね達成	【ブラコミ】ブラコミで所管する広報紙やSNS等において、担当課からの依頼に基づき、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。 【わた生き】庁内の主管課長で構成する、広島県男女共同参画施策推進協議会において、内閣府作成の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を説明し働きかけを行った。	—	【ブラコミ】引き続き、担当課の依頼に基づき、適切な広報を実施する。 【わた生き】県主催・後援行事における男女共同参画の視点を反映した実施について、庁内への働きかけを行う。	—	総務局 ブランドコミュニケーション戦略チーム 環境県民局 わたらしい生き方応援課
	2 主体的に仕事や 意識の醸成 スタイルを 選択する		①児童生徒が自己の生き方や働き方への考えを深め、生活に必要な知識や技能等を身に付けていけるような、体系的・系統的なキャリア教育の充実	—	—	—	—	—	○：概ね達成	・全ての推進地域（中学校区）において、小中学校が連携し、「社会に開かれた教育課程」を踏まえたキャリア教育の実践を展開。	評価→改善のPDCAサイクルまでつなげている実践は少ないが、事業の実施要領に定めた活動については概ね達成しているため。	○キャリア教育の充実を中核としたカリキュラム開発事業（2年目） ・前年度の取組のブラッシュアップに加え、ルーブリック評価を取り入れたPDCAサイクルを確立する。	—	教育委員会 義務教育指導課
			②小中学校でのキャリア教育を踏まえた「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」等の活用による、自分の目指すライフスタイルの実現に向けた意識の醸成	「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」実施校	4校 (R2)	8校	全県立高等学校 (R7)	20校 (82校中)	◎：達成	・カリキュラム・マネジメント研修や進路指導主事研修など様々な機会を通じて、各高等学校の管理職や担当教員などに活用を呼び掛けた。 ・「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」を効果的に活用した優良事例について情報収集に努めた。	・カリキュラム・マネジメント研修や進路指導主事研修だけでなく、高等学校教育研究会家庭科部会における公開研究授業など機会を捉えて、各高等学校の管理職や担当教員などに活用を呼び掛けたことにより、目標値を上回る実績となったため。	・引き続き、県立学校長会議や教務主任研修など様々な機会を通じて、各高等学校の管理職や担当教員などに活用を呼び掛ける。 ・「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」を効果的に活用した優良事例について情報を収集し、令和4年度以降、効果的な活用事例として紹介していく。	—	教育委員会 義務教育指導課 高校教育指導課
			③夫婦等のパートナー同士や、職域等の男女双方を対象とした研修等による、互いのキャリアやライフプラン、立場や考え方についての認識と配慮ができる意識の醸成【再掲】	性別にかかわらず働き方暮らし方を選択できている人の割合【再掲】	—	59.9% (R3)	75.0% (R7)	58.0%	△：やや遅れ	領域II-1-②に同じ	領域II-1-②に同じ	領域II-1-②に同じ	—	環境県民局 わたらしい生き方応援課

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標 ()はわた生ききプラン成果指標以外の参考指標				成果指標の 実績値 (R3末)	プランの取組 に向けた、成果 指標又はR3 事業の達成度	R3年度の実施事業(取組)の詳細	左記の成果指標又はR3事業の達成度の 理由、要因等	R4年度の実施事業名及び事業概要 (または取組内容)	R3当初予算額 (千円)	担当課	
				指標名	R2調査時 点の 現況値	R3目標値	R7目標値								
1 暴力や貧困など、 様々な困難を抱える人への支援	へ被害やDV、 様々なハラスメント などあらゆる暴力の 防止と被害者支援	★は重点項目	①「性被害ワンストップセンターひろしま」の認知度向上のための周知の強化や、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信、また、医療、司法、行政等の相互連携による支援体制の充実	性被害ワンストップセンター認知度	7.4% (R2)	—	13.0% (R5)	— (県政世論調査R5)	—	・性被害ワンストップセンターひろしまにおいて相談支援を実施 ・中学生向け広報啓発や、市町等を通じた窓口の周知 ・警察への届け出を躊躇する被害者のための「証拠採取マニュアル」の策定と運用開始	・性被害ワンストップセンターひろしまの運営と、予定した広報を着実に実施 ・関係機関と連携し、証拠採取の仕組みを構築し運用を開始	○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・性被害ワンストップセンターひろしまにおいて相談支援を実施 ・相談窓口等に関する啓発リーフレットについて、新たに小学校高学年に配布するなど、性犯罪・性暴力被害の潜在化防止に向けた広報啓発を強化する。	31,960	環境県民局 県民活動課	
			②性犯罪被害者の被害からの回復を促すための相談や支援、カウンセリング等の体制整備	—	—	—	—	—	—	・被害者からの相談を受理する担当者の資質向上 ・警察安全相談担当者及び被害者支援員のための研修の開催	成果及び達成度を評価することは困難	・被害者からの相談を受理する担当者の資質向上 ・警察安全相談担当者及び被害者支援員のための研修の開催	—	県警本部 警察安全相談課	
			③「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)」に基づく、予防教育・啓発の充実や、市町や地域との連携による発見から相談、保護、自立までの適切な支援の推進	デートDVの精神的暴力の認識率	66.5% (R1)	67.5%	75.0% (R7)	58.9%	△: やや遅れ	—	○暴力被害女性支援体制整備事業 ・高等学校等で予防講座を実施する人材の育成と人材リストの提供 ・高等学校等における啓発資料の配布 ・県内高校生及び大学生に対する意識調査の実施 ・市町の配暴センターの設置促進、DV一時保護解除後の支援について市町とのケア会議の実施	高等学校等における啓発資料の配布等により、精神的暴力の認識率は、目標値には届かなかったものの、前年度より1.8ポイント向上した。 予防講座実施校の認識率が未実施校より高いことから、予防講座を実施しやすい環境づくり等の取組を継続する必要がある。	○暴力被害女性支援体制整備事業 ・中学校、高等学校等で予防講座を実施する人材の育成と人材リストの提供の継続 ・高等学校等における啓発資料配布の継続 ・県内高校生及び大学生に対する意識調査の実施と回収率の向上に向けた広報周知 ・市町の配暴センターの設置促進、DV一時保護解除後の支援について支援計画の策定やケア会議の実施	25,351	健康福祉局 こども家庭課
			④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々なハラスメントの防止のための企業等への啓発、相談窓口の周知等	—	—	—	—	—	—	—	○ホームページを通じた情報提供等 ・事業主に対する未然の防止対策や相談体制の整備等必要な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国や県の相談窓口の情報提供	—	○ホームページを通じた情報提供等 ・事業主に対する未然の防止対策や相談体制の整備等必要な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国や県の相談窓口の情報提供	—	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
			⑤ストーカー総合対策に取り組み、被害者支援や加害者対策を推進	—	—	—	—	—	◎: 達成	—	認知の段階から対処に至るまで、積極的に警察が関与して対応に当たるとともに、関係機関・団体と連携して対応した。	事案の危険性・切迫性に応じて、検挙やストーカー規制法に基づく禁止命令等の措置を適切に講じるなど、迅速・的確な対応を図ったため。	被害者等の保護対策及び加害者の検挙措置等を実施	—	県警本部 人身安全対策課
			⑥サイバーパトロール等による取締りの推進と、関係機関等と連携した保護者への啓発、児童への情報モラル教育等の取組の推進	—	—	—	—	—	○: 概ね達成	—	・小・中・高校において、通信事業者と協同した犯罪防止教室を実施(149回) ・入学説明会等において中学生保護者を対象とした啓発活動の実施。 ・サイバー防犯ボランティアと連携し、インターネット上の違法・有害情報の削除措置等を実施。	・通信事業者と協力して犯罪防止教室を実施することで、スマートフォンの利用方法を踏まえたトラブル事例について「わかりやすい」「正しい使い方をしたい」といった感想が聴取できている。 ・関係機関と協力し、保護者を対象としたフィルタリングの利用を啓発するチラシを作成し、配布した。 ・サイバー防犯ボランティアと連携し、定期的にサイバーパトロールを実施。今後は、この活動を継続して定着化させる必要がある。	・通信事業者とWeb会議サービスなどの方法による犯罪防止教室を実施し、今後も継続することにより、情報モラルの涵養に努めていく。 ・入学説明会等において中学生保護者を対象とした啓発活動を継続して実施する。 ・サイバー防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携し、インターネット上の違法・有害情報の収集に努め、削除措置等の対策を行い、サイバー空間の浄化活動を継続して実施する。	—	県警本部 少年対策課、サイバー犯罪対策課
			⑦児童生徒の発達段階に応じた、性に関する正しい知識等の学校教育活動全体を通じた教育の実施	—	—	—	—	—	◎: 達成	—	・道徳教育の推進を目的とした、道徳教育推進リーダー研修において、県内の道徳教育推進教師等を対象に「児童生徒の発達や個に応じた指導の工夫」をテーマにした講演、授業研究・協議を実施した。 ・非行防止教室において、児童生徒が被害者にも加害者にもなることがないよう、デートDVやSNSによる性被害等について警察等外部講師も招きながら啓発活動を実施した。	・授業において、異性理解に関する議論が行われるなど、道徳科の授業内容が充実しているため。 ・警察等の外部講師を招いたりしながら、各学校の非行防止において児童生徒が被害者にも加害者にもなることがないよう、具体的な事例を示しながら啓発活動を実施することができたため。	・引き続き、県内の道徳教育推進教師等を対象に、道徳教育推進リーダー研修を実施し、学校教育活動全体を通じて道徳性を養う。 ・引き続き、非行防止教室において、児童生徒が被害者にも加害者にもなることがないよう、警察等の外部の講師を招いたりするなどして、具体的な事例を示しながら啓発活動を実施する。	—	教育委員会 義務教育指導課、豊かな心と体育育成課
III 安心して暮らせる環境の整備	へ生活上の困難を有する人に対する支援	★は重点項目	⑧ひとり親家庭の経済基盤の安定につながる就労支援や養育費の支払い、子供の自立に向けた支援など、実情に応じた助言や支援	ひとり親家庭の養育費の取り決め状況	42.1% (R1)	—	52.7% (R6)	—	—	○母子家庭等自立支援事業 ・ひとり親家庭サポートセンターにおいて、ひとり親家庭等を対象に、就業や養育費に関する相談支援を実施 ・弁護士による無料相談会を実施 ・離婚前後の親を対象に、養育費や面会交流に関する講座を開催	ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費等の取り決め相談の解決件数は増加しており、R6年度の目標値達成に向けて順調に進んでいると考えられる。	○母子家庭等自立支援事業 ・ひとり親家庭サポートセンターにおいて、ひとり親家庭等を対象に、就業や養育費に関する相談支援を継続 ・離婚前後の親を対象に、養育費や面会交流に関する講座を継続(オンライン開催の試行や政令市、中核市との共同開催を実施) ・ひとり親家庭に、相談先や支援情報が確実に届けられるよう相談体制を強化	50,698	健康福祉局 こども家庭課	
			⑨生活困窮者自立支援制度による、状況に応じた関係制度等との連携による包括的な支援と、生活保護制度による生活の保障と自立支援、及び支援者の資質向上	—	—	—	—	◎: 達成	—	○福祉事務所職員(新任SV研修、新任CW研修、CW研修)各1回開催 ○生活困窮者自立支援従事者研修一般2回、テーマ別1回、主任1回の計4回開催	コロナ禍のためWEB研修も取り入れて、当初の予定の研修を開催した。	福祉事務所生活保護職員及び生活困窮者自立支援従事者への研修を継続する。	2,607	健康福祉局 社会援護課	
			⑩外国人に対し、言語や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう、多言語での情報提供や相談事業、通訳ボランティア支援等を実施	(生活で困っていることがない(困った時に、すぐに相談できるを含む)と答えた外国人の割合)	47.6% (R2)	51.0%	70.0%	52.6%	◎: 達成	—	○多文化共生の地域づくり支援事業 I 外国人が住む地域において、地域住民と外国人をつなぐためのキーパーソンを発掘し、キーパーソンを中心とした地域共生の仕組みを行った。 II 地域日本語教室が存在しない地域に対して、新規の日本語教室を開設するための人材育成等を行った。 III LiveinHiroshima、Facebookを活用して外国人に対してコロナ、防災、教育、相談窓口のイベント等情報発信を行った。 IV 小中学校・高校に国際交流員や留学生等を派遣し、異文化に関する講義や交流会を実施した。	○アクションプラン最終年度の目標に対する年度ごとの目標について、令和3年度は51%が目標のところ、実績は52.6%と目標に達している。 ○生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなど、県が進めるモデル事業への市町の参加は拡大(R3:新規4市町、累計6市町)しつつあるが、引き続き地域におけるキーパーソンを介した情報共有が為される仕組みづくりや地域住民に対する異文化理解の促進、多言語による情報提供機会の充実に取り組む必要がある。 ○地域日本語教室を開設する市町が拡大(R3:新規開設2市町、4地域)しているが、県内には依然として空白地域が存在していることから、引き続き外国人が生活に必要な日本語能力を身に付け、社会の一員として地域と交流できるよう、日本語によるコミュニケーション能力向上に向けた支援に取り組む必要がある。	○多文化共生の地域づくり支援事業 ・外国人が、言葉の壁がある中でも、安心して生活できるよう市町と連携し、新たにキーパーソンを発掘等を行う。 ・外国人が生活に必要な日本語能力を身に付け、社会の一員として地域と交流できるよう、市町と連携し、空白地域等における支援者研修等を継続するほか、支援者確保や新規教室開設を行うことにより日本語教室等の充実を図る。 ・生活関連情報、地域行事、イベント情報等を多言語でSNS等により発信するほか、医療・防災等に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組む。 ・多様な考え方や価値観があることを、特に若い世代から実感できるように、市町と連携し、学校での異文化理解を促進する取組を行う。	50,450	地域政策局 国際課

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標 ()はわた生きプラン成果指標以外の参考指標				成果指標の実績値 (R3末)	プランの取組に向けた、成果指標又はR3事業の達成度	R3年度の実施事業(取組)の詳細	左記の成果指標又はR3事業の達成度の理由、要因等	R4年度の実施事業名及び事業概要 (または取組内容)	R3当初予算額 (千円)	担当課
				指標名	R2調査時点の現況値	R3目標値	R7目標値							
2	性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり ★		①性的指向・性自認の悩みを持つ人がエソール広島等の相談窓口を知り気軽に利用できるよう、相談窓口の認知度向上の効果的な実施	性的指向・性自認の相談窓口相談件数	172件 (R1)	220件	430件 (R7)	234件	◎：達成	○人権施策推進事業 人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2021ひろしま」を完全オンラインにより開催し、講演会等のイベントを実施するとともに、特設サイトで窓口等の周知を行った。県ホームページ、啓発冊子による周知も継続して実施。	オンラインによるはじめての開催であったが、サイトへのアクセス数、動画視聴回数等、目標を達成し、啓発や窓口等の周知など、効果的に実施できた。	○人権施策推進事業 ・人権啓発フェスティバル等の効果検証を行い、こうした機会を通じて、窓口の周知を行うほか、県ホームページ、広報誌等による広報活動を継続して実施する。	6,932	環境県民局 わたらしい生き方応援課
			②相談内容の分析をもとに関係行政機関や民間支援団体と課題等について意見交換を行い、各機関の事業に反映	—	—	—	—	△：やや遅れ	事業内容の方向性などの検討を進めたが、具体的な内容については継続検討	関係機関との連携について、具体的な取組内容を検討し、今後、連携できる事業から取組を進める必要がある。	相談内容の把握を行い、また、関係機関との連携が可能な事業内容を検討し、会議や研修会等を活用し、理解の促進を図る。	—	環境県民局 わたらしい生き方応援課	
			③相談を受ける立場の人や人権啓発に携わる担当者への正しい知識や具体的な事例などによる研修等による理解の促進	(「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合)	32.4% (R2)	33.0%	40.0% (R7)	31.6%	○：概ね達成	○人権啓発指導者養成研修会の開催 人権啓発指導者養成研修会(LGBT研修会)をオンライン配信により開催 演題：「LGBTの基礎知識・医療現場から見てきたこと」 講師：岡山大学学術研究院保健学域 教授 中塚幹也	具体的にターゲットを設定するなど、研修内容を検討し、多くの参加者があり、効果的に実施できた。 ・オンライン受講：66人 録画配信：91人 研修内容のDVDを作成、貸出をおこなった。 ・アンケート結果 研修内容が「十分に役に立つ」と回答した人が90.9% ・参考指標については、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化が生じていることなどから、県民の人権の尊重に対する意識に大きな変化はみられず、目標達成には至らなかった。	○人権啓発指導者等養成研修会の開催 ・地域や職場等において、人権に関する啓発・相談対応等を担う人材の資質向上を目的とした研修会を継続して実施する。(テーマ：性的指向・性自認)	3,302	環境県民局 わたらしい生き方応援課
			④児童生徒の発達段階に応じた、人格尊重と望ましい行動がとれるような学校教育全体を通じた教育の実施	—	—	—	—	○：概ね達成	・道徳教育の拠点地域となる中学校区において発達段階に応じた実践研究を実施した。 ・道徳教育推進リーダー研修において、県内の道徳教育推進教師等を対象に「児童生徒の発達や個に応じた指導の工夫」をテーマにした講演、授業研究・協議を実施した。 ・性的指向・性自認等に関する電話相談窓口を記載した相談窓口紹介カードを県内すべての児童生徒へ配付した。	・道徳教育の拠点地域となる中学校区において、児童生徒の発達段階に応じた指導の実践・普及が進んだため。 ・性に関する悩みを抱える児童生徒が相談できる窓口紹介カードを県内すべての児童生徒へ配付したが、関係課との連携に時間を要したことにより、配付時期が遅れたため、次年度は年度初めなど、より早期に配付する必要がある。	・引き続き、発達段階に応じた実践研究を実施するとともに、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、学校教育活動全体を通じて児童生徒の道徳性を養う。 ・年度初めに、性に関する悩みを抱える児童生徒が相談できる窓口紹介カードを県内すべての児童生徒へ配付する。	—	教育委員会 義務教育指導課、豊かな心と体育育成課	
			⑤啓発行事の開催などあらゆる機会を捉えた啓発の実施による県民理解の推進	(「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合)	32.4% (R2)	33.0%	40.0% (R7)	31.6%	○：概ね達成	○人権施策推進事業 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の解消に向け、次の事業を実施 ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2021ひろしま」を完全オンラインにより開催し、講演会等のイベントを実施。 ・人権啓発リーフレット「広島県人権だより」作成・配布 26,500部 ・人権啓発冊子「性の多様性ってどういうこと？」増刷・配布 12,000部	・オンラインによるはじめての開催であったが、サイトへのアクセス数、動画視聴回数等、目標を達成し、講演会等も好評を得て、効果的に実施できた。 ・「広島県人権だより」については、フェスタの出演者による経験談を記事として掲載し、効果的な実施ができた。 ・啓発冊子は、増刷し、配布するなど効果的に啓発を実施できた。	○人権施策推進事業 ・性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の解消に向け、啓発行事の開催などあらゆる機会を捉えた啓発や「広島県人権だより」などの県民向け啓発資料の作成などを継続して実施する。	2,409	環境県民局 わたらしい生き方応援課

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標 ()はわた生きプラン成果指標以外の参考指標				成果指標の実績値 (R3末)	プランの取組に向けた、成果指標又はR3事業の達成度	R3年度の実施事業(取組)の詳細	左記の成果指標又はR3事業の達成度の理由、要因等	R4年度の実施事業名及び事業概要 (または取組内容)	R3当初予算額 (千円)	担当課
				指標名	R2調査時点の現況値	R3目標値	R7目標値							
IV 推進体制の整備等	1 市町や様々な団体等との連携強化		①各市町の男女共同参画行政の取組の活発化のための意見交換や研修等	—	—	—	—	—	○：概ね達成	○市町男女共同参画主管課長会議 ・県からの行政説明だけでなく、各市町の事例紹介と意見交換を盛り込んで開催した。 ○市町との共催事業(広島県男女共同参画研修会) ・県内各地域で男女共同参画推進の機運醸成を図ることを目的とし、年に1回市町と共催で開催している。令和3年度は、竹原市との共催で、「DVと児童虐待～ジェンダー視点から見た予防学～」というテーマでオンライン開催した。	・課長会議での市町の取組の紹介や意見交換により、各市町の取組の活発化に効果を生じさせることができた。 ・研修会はテーマをDVと児童虐待としたことで、一般県民以外にも、これに関わる専門家等の参加が得られ、啓発効果の広がりが得られた。今後もテーマやターゲットの選定を工夫する必要がある。 ・Zoomでのオンライン開催に加え、Youtubeでの録画配信を行ったことで、場所や時間を問わず広く聴講してもらうことができた。	○市町男女共同参画主管課長会議 ・社会情勢や、昨今の課題等を踏まえた事例紹介と意見交換を盛り込んで開催する。 ○市町との共催事業(広島県男女共同参画研修会) ・共催先市町と協議の上、昨今の社会情勢や社会課題等を踏まえたテーマ設定や、オンライン開催及び動画配信等の活用により開催する。	792	環境県民局 わたらしい生き方応援課
			②エソール広島が、NPO・企業等と連携し、意見交換の場づくりや交流の機会づくり、人材情報や活動情報の公開等を行うなどにより、自主的・自律的で活発な活動や交流が広がるよう支援	エソール広島の協働・連携取組数	12団体、49回(R2)	14団体、60回	24団体、100回(R7)	17団体、35回	○：概ね達成	○わたらしい生き方応援拠点づくり事業 ・若い世代を対象に、性別に関する固定観念に影響されることなく自分らしい選択ができるために何が必要かを考える課題解決型のワークショップや、社会で活躍する人との交流会の開始 ・コロナ禍アンケート調査から浮かび上がってきた課題を捉えた公開講座や専門家による緊急相談会の実施 ・LGBTをテーマに、ビプリオバトル(読書会・勉強会)を開催等の事業を実施。	令和3年度は利用自粛により新規利用申込みを停止するなどの対策を5か月間実施したため、共催事業の件数自体は伸び悩んでいるが、ワークショップの実施などにより、団体等との連携は増加している。	○わたらしい生き方応援拠点づくり事業 ・アフターコロナを見据え、立地環境の優位性を活かしながら、さらなる認知度向上や利用拡大を図ることとし、性別に関わらず自分らしい暮らしの実現に向けた若い世代を対象としたワークショップ等の事業により意見交換や交流、発信を行うことで、引き続き個人や団体が出会い、学び、情報収集し、ネットワークができる場としてエソール広島が活用され、自主的・自律的な活動や交流が広がっていくよう取り組む。	86,703	環境県民局 わたらしい生き方応援課
	2 地域社会における多様な政策・意見の反映	①県の審議会委員への女性の積極的な登用の推進と女性の意見をより反映できる手法の検討	県審議会の女性の割合(5審議会除く)	33.2%(R2)	34.6%	40.0%(R7)	34.2%	○：概ね達成	・各附属機関委員の女性登用率向上を目的に女性委員の推薦を依頼するよう、人事課とわたらしい生き方応援課連名で全庁に通知を発出した。 ・本庁の主管課長で組織する広島県男女共同参画施策推進協議会において、取組への協力を促した。	【人事】【わた生き】数値は若干上昇したが、女性登用率の低い審議会に係るヒアリングや、全庁的に女性登用への意識の高揚を促す取組ができなかったため。	【人事】【わた生き】男女共同参画施策推進協議会や各部署会議等で女性登用率向上に対する呼びかけを行う。 ・女性登用率の低い審議会主管課に対しヒアリングを実施するなどにより、登用のための検討を行う。	—	総務局 人事課 環境県民局 わたらしい生き方応援課 全部局	
	②市町の審議会等の委員について、女性意見が反映されるよう働きかけ	—	—	—	—	—	△：やや遅れ	・市町担当課長会議において、女性登用に取り組んでいる市町の事例紹介と意見交換を行ったほか、各市町の状況をHPIに掲載し見える化を行った。	市町の審議会における女性登用率は平均27.8%と低く、引き続き県と市町で取り組んでいく必要がある	・市町担当課長会議等の場を通じ、先進事例を紹介するなどにより引き続き市町の取組の呼びかけを行う。	—	環境県民局 わたらしい生き方応援課		
③地域社会における自治会や商工団体において、女性参画の実態把握と、女性を始め多様な意見が反映されるよう働きかけ	—	—	—	—	—	△：やや遅れ	・内閣府からの通知(主催後援事業に係る男女共同参画視点的反映)を市町に対して周知し、対応を依頼した。	市町を含め、県全体で、地域社会における多様な意見の反映についての施策に取り組めていない。	・県の主催・後援事業に関し、男女共同参画の視点を反映させ、登壇者等に性別の偏りがないよう取り組んでもらうよう全部局に依頼し、啓発に取り組む。 ・市町に対してもこの啓発策を周知し、県で取り組めるよう促していく。	—	環境県民局 わたらしい生き方応援課 全部局			
④防災・減災、災害復興体制の整備に当たって、女性の防災関係団体の意見聴取等による「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進	—	—	—	—	—	○：概ね達成	推進会議を5月に開催し、第2期広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の行動計画に基づき、各構成機関が、それぞれの立場や役割の中で、取り組むべき内容について共有を図った。	・広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議などを通じて各防災関係団体の取組を共有した。	○「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」推進事業 ・県民及び自主防災組織等が命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。	367,300	危機管理監 みんなで減災推進課			

※達成度の欄は、「わたらしい生き方応援プランひろしま」の成果指標14については実績値で評価し、成果指標の無い取組は、事業の実施状況や参考として置いた指標についての実績値で自己評価を行った。